

第 3 部 管 理

第 1 章 学校管理

第 1 節 平成25年度公立学校施設整備事業の計画

平成25年度における国の公立学校施設整備事業は、一昨年の中東日本大震災を踏まえ、防災機能強化事業が創設されたほか、太陽光発電の整備に関する事業が拡充され、新たに蓄電池整備などが補助対象となるなど、特に防災機能強化における制度の拡充がなされた。

当該事業にかかる平成25年度予算額は、前年度に比べ25億円増の1,271億円（うち復興特別会計667億円）で、平成24年度補正予算の1,884億円と平成24年度予備費730億円合わせて、平成25年度の地方公共団体における事業計画にかかる所要額を確保したとされている。

本県においても、平成25年度の公立学校施設整備事業は、県立特別支援学校の整備も含め、市町村立小中学校の校舎等の地震補強事業を中心に、新增改築事業、大規模改造事業などが計画されている。

第 2 節 公立小・中学校

1 小 学 校

年 度	学 校 数			児 童 数	学 級 数	学級編制 基 準	学級平均 児 童 数
	本 校	分 校	計				
25	373	0	373	114,457	4,582	40 (35)	25.0
24	373	1	374	116,629	4,624	40 (35)	25.2
23	375	0	375	119,232	4,689	40 (35)	25.4
22	376	0	376	121,457	4,678	40 (35)	26.0

本年度の学級編制基準は、次のとおりである。

単 式 学 級		40人（ただし第1～3学年は35人）
複 式 学 級	1年生を含む2の学年 それ以外の2の学年	8人
		15人
特別支援学級		8人

児童に基本的な生活習慣や学習習慣をより確実に身に付けさせるために、今年度は昨年度までの「小学校1年生及び2年生」に加え、「小学校3年生における少人数学級編制」を実施した。

平成13年度から順次実施している少人数指導と合わせ、個に応じたよりきめ細かい指導ができるための効果的な教職員の配置に努めている。

本年度の小学校教員配当基準は、次のとおりである。

学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数
1	1	11	13	21	24	31	36
2	2	12	14	22	26	32	37
3	4	13	15	23	27	33	38
4	5	14	17	24	28	34	39
5	7	15	18	25	29	35	41
6	8	16	19	26	30	36	42
7	9	17	20	27	31	37	43
8	10	18	21	28	32	38	44
9	11	19	22	29	33	39	45
10	12	20	23	30	35	40	46

2 中学校

年度	学 校 数			生徒数	学 級 数	学級編制 基 準	学級平均 生徒数
	本 校	分 校	計				
25	186	1	187	59,822	2,030	40(35)	29.5
24	186	1	187	59,968	2,014	40(35)	29.8
23	187	1	188	60,264	2,018	40(35)	29.8
22	190	1	191	60,199	2,024	40	29.7

本年度の学級編制基準は、次のとおりである。

単式学級	40人(ただし、第1学年は35人)
複式学級	編制しない
特別支援学級	8人

本年度の中学校教員配当基準は、次のとおりである。

学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数	学級数	教員数
1	4	11	18	21	33	31	49
2	6	12	19	22	35	32	51
3	7	13	20	23	36	33	52
4	8	14	22	24	37	34	54
5	9	15	24	25	39	35	55
6	10	16	25	26	40	36	56
7	12	17	27	27	42	37	57
8	14	18	29	28	43	38	58
9	15	19	31	29	45	39	60
10	17	20	32	30	47	40	61

3 学校の新設・統廃合

戦後の学制改革によって発足した小・中学校は、その後さまざまな経緯を経て、より良いものへと整備充実が図られてきている。

本県においては、昭和28年市町村合併促進法の制定以来、適正な規模によって教育効果の向上を図る意味から学校の統廃合が進み、平成25年4月1日現在、小学校373校、中学校187校となっている。統廃合による適正規模として、学級数が12から18、通学距離は小学校4キロメートル、中学校6キロメートル以内とされているが、学校規模を重視する余り、無理の生じないよう地域住民の理解と協力を得て行うよう配慮している。

平成24年4月2日から平成25年4月1日については、新設・廃止・統合・位置変更の実施はない。

4 施設の概況

(1) 保有建物の構造別の状況

小・中学校の保有建物の構造別の状況は、平成19年度と平成24年度を比較すると次のとおりである。

公立小・中学校保有建物面積の構造別内訳表（全国対比） (単位㎡)

区分	年度	小		学		校		計		
		鉄筋コンクリート造	%	鉄骨その他	%	木造	%		%	
校舎	岐阜県	24	1,437,106	95.4	43,758	2.9	25,177	1.7	1,506,041	100
		19	1,451,542	95.8	43,453	2.9	20,100	1.3	1,515,095	100
	全国	24	80,877,000	96.1	2,072,000	2.5	1,210,000	1.4	84,159,000	100
		19	81,370,000	95.8	2,102,000	2.5	1,439,000	1.7	84,911,000	100
屋体	岐阜県	24	212,395	60.4	133,331	37.9	5,715	1.6	351,441	100
		19	202,011	57.5	145,116	41.3	4,451	1.3	351,578	100
	全国	24	8,919,000	51.4	8,205,000	47.3	219,000	1.3	17,343,000	100
		19	8,786,000	49.5	8,690,000	49.0	258,000	1.5	17,734,000	100
寄宿舎	岐阜県	24	-	-	-	-	-	-	-	-
		19	-	-	-	-	-	-	-	-
	全国	24	11,000	91.7	0	0.0	1,000	8.3	12,000	100
		19	15,000	83.3	1,000	5.6	2,000	11.1	18,000	100

区分	年度	中 学 校								
		鉄筋コンクリート造		鉄骨その他		木造		計		
校舎	岐阜県	24	%	29,720	%	14,364	%	928,278	%	
			19	884,194	95.3	30,297	3.2	13,830	1.5	934,865
全国	24	47,162,000	95.9	1,559,000	3.2	464,000	0.9	49,185,000	100	
	19	47,273,000	95.6	1,611,000	3.3	539,000	1.1	49,423,000	100	
屋体	岐阜県	24	%	51,504	%	3,155	%	237,994	100	
	19	183,335	77.0	56,953	21.6	3,336	1.4	234,743	100	
全国	24	6,623,000	58.4	4,612,000	40.7	98,000	0.9	11,333,000	100	
	19	6,374,000	56.5	4,821,000	42.7	93,000	0.8	11,288,000	100	
寄宿舎	岐阜県	24	0	549	64.1	308	35.9	857	100	
	19	910	33.2	549	20.0	1,286	46.8	2,745	100	
全国	24	75,000	76.5	12,000	12.2	11,000	11.2	98,000	100	
	19	97,000	69.3	24,000	17.1	19,000	13.6	140,000	100	

(注) 平成24、19年度とも5月1日現在

(2) 国庫負担(補助)事業の状況

ア・平成24年度公立学校施設整備国庫負担(補助)事業状況は次のとおりである。

公立幼小・中学校施設整備費国庫負担(補助)事業実績

区分	学校数	国庫負担 (補助)面積(m ²)	国庫負担 (補助)金(千円)	負担率 (算定割合)
小学校 校舎の新・増築事業	9	4,781	516,537	1/2
中学校 校舎の新・増築事業	3	761	76,212	1/2
小学校 屋内運動場の新・増築事業	9	2,196	258,304	1/2
中学校 屋内運動場の新・増築事業	1	322	2,528	1/2
危険建物の改築事業	6	4,045	401,645	1/3, 5.5/10
不適格建物の改築事業(適性配置等)	12	4,925	443,272	1/3, 5.5/10
地震防災対策事業(耐震補強、改築)	87	135,255	2,497,690	2/3 1/2
大規模改築事業(老朽、障害、安全等)	116	75,685	1,262,831	1/3
屋外教育環境整備事業	6	34,589	45,207	1/3
学校体育諸施設整備事業	8	2,369	136,804	1/3
学校給食施設整備事業	1	56	5,958	1/2, 1/3
太陽光発電等導入事業	23	504	251,631	1/2
幼稚園の整備(新增築・改築・改造等)	5	1,883	54,106	1/3
合計	286	267,371	5,952,725	

イ．平成25年度事業計画

公立幼小・中学校施設整備費国庫負担（補助）事業実績

区 分	学校数	国庫負担 (補助)面積(m ²)	国庫負担 (補助)金(千円)	負 担 率 (算定割合)
小学校 校舎の新・増築事業	4	2,960	231,727	1/2
中学校 校舎の新・増築事業	1	8	604	1/2
小学校 屋内運動場の新・増築事業				1/2
中学校 屋内運動場の新・増築事業				1/2
危険建物の改築事業	2	1,874	93,574	1/3, 5.5/10
不適格建物の改築事業(適性配置等)	7	5,439	363,540	1/3, 5.5/10
地震防災対策事業(耐震補強、改築)	7	12,626	186,139	2/3, 1/2
大規模改造事業(老朽、障害、安全等)	22	11,381	273,298	1/3
防災機能強化事業	7		35,641	1/3
学校体育諸施設整備事業	1	6,000	5,060	1/3
学校給食施設整備事業	1	222	29,506	1/2, 1/3
太陽光発電等導入事業	8	81	47,172	1/2
幼稚園の整備(新增築、改築、改造等)	2	593	29,196	1/3
合 計	62	41,184	1,295,457	

第3節 公立高等学校

1 全日制課程

(1) 学校・学科の設置状況

平成25年度における公立高等学校(全日制)の数は、

県立高等学校	61校	} 計63校となっている。
市町村立高等学校	2校	

これを設置学科別にみると、

- ア 普通科(理数科及び英語科を含む。)のみを設置する学校 - 県立28校
- イ 職業学科のみを設置する学校 - 県立17校、市町村立2校
- ウ 普通科と職業学科又は音楽科、美術科の両方を設置する学校 - 県立8校
- エ 普通科と職業学科と総合学科を設置する学校 - 県立2校
- オ 職業学科と総合学科を設置する学校 - 県立2校
- カ 総合学科のみを設置する学校 - 県立4校

となっている。

(2) 学 区

ア 普通科

昭和49年度改定の「岐阜県立高等学校の通学区域に関する規則」によって県内を教育事務所単位の6学区に分け、学区内の高等学校のみ出願できるとした。ただし、学区の境界付近にあって、生活関係、通学関係などから、隣接する学区内の高等学校の方がより密接な関係にあるとみられる一部の地域については、調整地域として、隣接学区内の指定された高等学校へも出願できるとした。その他、通学困難な山間へき地に住む場合など特別な

事情のある者は、県教育委員会の承認があれば他学区の高等学校へも出願できることとした。

その後平成14年度に特色化選抜を導入した際、6学区制による通学区域は県民に定着していることから、一般選抜ではこれを基本としながら、生徒の学校選択肢を拡大する観点から、特色化選抜に限って居住する学区に隣接する学区へ出願できるよう通学区域の弾力化を図った。

平成25年度から導入した新しい入試制度においては、生徒の学校選択肢を拡大するという特色化選抜の主旨を引き継ぎ、第一次選抜、第二次選抜の両方において、隣接する学区へ出願できることとした。

なお、平成8年度以降設置された単位制普通科は、設置時より全県1学区としている。

イ その他の学科

農業、工業、商業、生活産業、理数、英語、情報、音楽、美術の各学科及び総合学科については、それぞれの学科の特性を認めて全県1学区とし、どの高等学校でも自由に出願できることとしている。

2 定時制課程

県内に設置されている定時制課程の設置状況は次のようになっている。

設置状況	設置者	県立	市立
定時制課程のみ		1校	1校
全日制課程と定時制課程の併置		6校	1校
全日制課程、定時制課程、通信制課程の併置		1校	
定時制課程と通信制課程の併置		1校	

平成8年度から、華陽高等学校（現華陽フロンティア高等学校）の定時制課程を単位制に改編し、平成10年度からは、他の県立高校の定時制課程も単位制に改編した。また、平成18年度に、中津川市立阿木高等学校も単位制に改編された。

定時制課程は、従来からの勤労青少年の教育機関としての役割に加え、一般社会人の生涯教育の場としての役割を担うなど社会の要請に応えていくことも期待されている。この流れを受け、平成12年度から華陽高等学校を発展充実させ、部（午前）・部（午後）・部（夜間）の3部に分けて募集する3部制単位制高等学校として「華陽フロンティア高等学校」を開校した。平成16年度には、県内2校目の3部制単位制高等学校として「東濃フロンティア高等学校」を開校した。

3 通信制課程

現在、県内には華陽フロンティア高等学校と飛騨高山高等学校の2校に通信制課程を設置している。

4 入学定員と進学率

平成25年3月の県内の中学校卒業予定者数が、昨年度より440名減少するため、県立全日制において320名の定員減とする入学定員の設定を行った。

関有知高等学校（普通科）で40名（1学級）定員を増し、岐阜総合学園高等学校、本巣松陽高等学校、武義高等学校、加茂高等学校、可児高等学校、瑞浪高等学校、土岐商業高等学校、中津商業高等学校で各40名（1学級）定員を減じた。また、関有知高等学校（理数科）の募集を停止した。

平成25年度公立高等学校入学定員は次のとおりである。

課程	設置者	県立	市立	合計
全日制		14,520	480	15,000
定時制		600	120	720
通信制		320	0	320
合計		15,440	600	16,040

県内中学校卒業生の高校進学率（通信制を除く）については、平成7、8年度をピークとして低下傾向にあり、平成14年度には、94.0%となったが、平成15年以降は増加し、現在では95%をやや上回っている。

県内中学校卒業生の高校進学率（通信制を除く）

区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
岐阜県(%)	95.6	95.7	95.8	95.9	96.0	95.6	95.5	94.6	94.6	94.9	94.0
全国平均(%)	95.0	95.3	95.7	95.8	95.9	95.9	95.9	95.8	95.9	95.8	95.8
比較	0.6	0.5	0.1	0.1	0.1	0.3	0.4	1.2	1.3	0.9	1.8
区分	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
岐阜県(%)	94.6	95.4	95.4	95.6	95.3	95.6	95.1	94.8	95.3	95.4	
全国平均(%)	96.1	96.3	96.5	96.5	96.4	96.4	96.3	96.3	96.4	96.5	
比較	1.5	0.9	1.1	0.9	1.1	0.8	1.2	1.5	1.1	1.1	

5 県立高等学校の施設の概況

(1) 施設の概況

区分	一般校舎保有面積				産振校舎保有面積			
	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計
面積㎡	580,439	53,592	2,635	636,666	156,705	23,063	278	180,046

学校数 63校（定時制、通信制を含む）

区分	屋内運動場 (武道場を含む)	プール	校地保有面積			
			建物敷地	運動場	実験 実習他等	計
面積㎡	136,963	21校 水面積 9,787	1,139,424	1,233,088	1,647,649	4,020,161

(2) 平成24年度の整備状況

事業名	学校数	金額(千円)	うち国庫補助(千円)
校舎等整備	38	1,468,368	2,737
産振校舎	0	0	0
体育施設整備	3	71,351	0
その他	1	6,226	0
合計	42	1,545,945	2,737

金額は、前年度繰越分及び事務費を含む

(3) 平成25年度の整備予定

事業名	学校数	金額(千円)	うち国庫補助(千円)
校舎等整備	33	2,311,426	2,281,526
産振校舎	1	11,648	3,882
体育施設整備	13	71,100	59,552
その他	2	218,977	218,562
合計	49	2,613,151	2,563,522

金額は、前年度繰越分及び事務費を含む

6 授業料等

平成22年4月から、全日制・定時制・通信制課程の授業料については、原則不徴収となっている。

区 分	全日制課程		定時制課程		専攻科		通信制課程	
	授業料	年 額	118,800円	32,400円	118,800円	1 単位		310円
	月 額	9,900	2,700	9,900				
入学 考 査 料		2,200	950	2,200	-			
入 学 金		5,650	2,100	5,650	500			

7 修学支援

経済的理由により修学が困難な大学生・高等学校生等を対象に、以下の奨学金制度により、奨学金の貸付けを行っている。

1. 岐阜県選奨生奨学金（大学生等）
2. 岐阜県選奨生奨学金（高校生）
3. 岐阜県高等学校奨学金
4. 岐阜県子育て支援奨学金

上記1から4の複数の奨学金制度を利用することはできません。

種 類	1. 岐阜県選奨生奨学金（大学生等）	2. 岐阜県選奨生奨学金（高校生）
申請資格	以下の要件を全て満たす生徒 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・人物、学業とも優秀であること （新入生の方は高校3年生の評定平均が3.5以上、在学生（2年生以上）の方は前学年の評定平均が3.0以上） ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められ 	以下の要件を全て満たす生徒 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・人物、学業とも優秀であること （新入生の方は中学3年生の評定平均が3.5以上、在学生（2年生以上）の方は前学年の評定平均が3.0以上） ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認めら

	<p>ること （家計支持者の全収入がおおむね1,000万円以下） 収入基準は家族構成により異なる。</p>	<p>れること （家計支持者の全収入がおおむね950万円以下） 収入基準は家族構成により異なる。</p>																															
対象校種	<p>大学 短期大学 高等専門学校</p>	<p>高等学校（専攻科及び別科を除く） 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く） 特別支援学校の高等部 専修学校の高等課程</p>																															
貸付月額	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">高 専</td> <td>県選奨生奨学金 のみの場合</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>日本学生支援機構 奨学金併用者</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大 学</td> <td>県選奨生奨学金 のみの場合</td> <td>32,000円</td> </tr> <tr> <td>日本学生支援機構 奨学金併用者</td> <td>16,000円</td> </tr> </table>	高 専	県選奨生奨学金 のみの場合	18,000円	日本学生支援機構 奨学金併用者	14,000円	大 学	県選奨生奨学金 のみの場合	32,000円	日本学生支援機構 奨学金併用者	16,000円	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>自宅通学</td> <td>自宅外通学又は 通学費高額負担者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国公立 高校</td> <td>選択</td> <td>18,000円</td> <td>選択</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30,000円</td> <td></td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立 高校</td> <td>選択</td> <td>30,000円</td> <td>選択</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>47,000円</td> <td></td> <td>52,000円</td> </tr> </table>		自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担者	国公立 高校	選択	18,000円	選択	23,000円		30,000円		35,000円	私立 高校	選択	30,000円	選択	35,000円		47,000円		52,000円
高 専	県選奨生奨学金 のみの場合		18,000円																														
	日本学生支援機構 奨学金併用者	14,000円																															
大 学	県選奨生奨学金 のみの場合	32,000円																															
	日本学生支援機構 奨学金併用者	16,000円																															
	自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担者																															
国公立 高校	選択	18,000円	選択	23,000円																													
		30,000円		35,000円																													
私立 高校	選択	30,000円	選択	35,000円																													
		47,000円		52,000円																													
利 息	無 利 息																																

種 類	3. 岐阜県高等学校奨学金	4. 岐阜県子育て支援奨学金																											
申請資格	<p>以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・修学に十分耐え得る健康状態であること ・経済的理由により修学が困難と認められること （世帯全員の全収入がおおむね350万円以下） 収入基準は家族構成等により異なる。</p>	<p>以下の要件を全て満たす生徒 ・保護者が岐阜県内に住所を有すること ・生徒自身が第3子以降であること</p>																											
対象校種	<p>高等学校（専攻科及び別科を除く） 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く） 高等専門学校</p>	<p>高等学校（専攻科及び別科を除く） 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く） 特別支援学校の高等部 専修学校の高等課程 高等専門学校</p>																											
貸付月額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>自宅通学</td> <td>自宅外通学又は 通学費高額負担者</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td colspan="2">18,000円</td> </tr> <tr> <td>国公立高校</td> <td>18,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>私立高校</td> <td>30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>		自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担者	高等専門学校	18,000円		国公立高校	18,000円	23,000円	私立高校	30,000円	35,000円	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>自宅通学</td> <td>自宅外通学又は 通学費高額負担者</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td colspan="2">18,000円</td> </tr> <tr> <td>国公立高校</td> <td>18,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>私立高校</td> <td>30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">入学支度金（希望者のみ） 75,000円</td> </tr> </table>		自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担者	高等専門学校	18,000円		国公立高校	18,000円	23,000円	私立高校	30,000円	35,000円	入学支度金（希望者のみ） 75,000円		
	自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担者																											
高等専門学校	18,000円																												
国公立高校	18,000円	23,000円																											
私立高校	30,000円	35,000円																											
	自宅通学	自宅外通学又は 通学費高額負担者																											
高等専門学校	18,000円																												
国公立高校	18,000円	23,000円																											
私立高校	30,000円	35,000円																											
入学支度金（希望者のみ） 75,000円																													
利 息	無 利 息																												

第4節 特別支援教育

1 特別支援学校の現況

(1) 特別支援学校

昭和54年度から養護学校への就学が義務化されたのを機に学校の整備が急速に進み、平成19年4月「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、県立の養護学校10校が校名変更した。平成20年4月に2校、平成21年4月に2校が新設され、平成22年4月には、1校が一括移転、さらに平成23年4月に1校が新設された。また、平成25年4月には、2校が新設開校し、現在公立20校（うち1校は分校）が設置されている。

・岐阜県立岐阜盲学校

視覚障がい者に対応した教育を専ら行う特別支援学校として小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部には修業年限3年の普通科、保健医療科及びこれらの上に、修業年限3年の専攻科医療科が設置されている。

平成15年3月、岐阜市北野町に新校舎が完成し、9月より新校舎で授業を開始した。

・岐阜県立岐阜聾学校

聴覚障がい者に対応した教育を専ら行う特別支援学校として3年教育の幼稚部と、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部には修業年限3年の普通科が設置されている。さらにこれらの上に、修業年限2年の専攻科が設置され、情報処理科、理容科の2学科が設置されている。

・岐阜県立長良特別支援学校

慢性疾患、筋ジストロフィー、重度重複障がいのある病弱者のための養護学校として昭和53年4月に開校し、小学部、中学部に加え昭和57年度に高等部が設置された。国立病院機構長良医療センターと隣設した学校である。平成19年4月に岐阜県立長良特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校

肢体不自由のための養護学校として昭和54年4月に開校した。医療型障害児入所施設県立希望が丘学園に隣設した学校で、小学部、中学部が設置されている。平成19年4月に岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立岐阜本巣特別支援学校

県内で初の知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成20年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立揖斐特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成21年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立大垣特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和49年4月に開校した。小学部、中学部に加え、昭和55年4月には高等部が設置された。平成19年3月高等部（北校舎）校舎が完成し、4月より授業が開始された。平成19年4月に岐阜県立大垣特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立海津特別支援学校

県内で初の知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成20年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立郡上特別支援学校

県内で初の知的障がい者及び肢体不自由者（知・肢併置）のための養護学校として平成17

年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。平成19年4月に岐阜県立郡上特別支援学校と校名変更をした。狭隘化のため平成21年4月に高等部を移転し、那比校舎とした（小学部、中学部は大和校舎）。

・岐阜県立関特別支援学校

肢体不自由者のための養護学校として昭和41年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。平成14年3月新校舎本館が完成し、4月より授業が開始された。平成19年4月に岐阜県立関特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立中濃特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和53年4月に開校した。福祉型障害児入所施設設立ひまわりの丘第1学園に隣設した学校で、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部は、平成3年4月に設置された。平成19年4月に岐阜県立中濃特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立可茂特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成23年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立東濃特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和55年4月に開校した。小学部、中学部に加え、昭和59年4月には高等部が設置された。平成19年4月に岐阜県立東濃特別支援学校と校名変更をした。平成20年4月に可茂分教室を設置し、平成23年3月に可茂特別支援学校の開校に伴い閉校した。

・岐阜県立恵那特別支援学校

昭和49年4月に恵那市立緑ヶ丘養護学校が県立に移管された。平成19年4月に岐阜県立恵那特別支援学校と校名変更をした。平成20年4月に高等部が設置された。平成22年4月に恵那市岩村町に一括移転し、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者のための総合化された特別支援学校として、小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立下呂特別支援学校

知的障がい者のための特別支援学校として、平成21年4月に開校した。飛騨特別支援学校下呂分校をもとにして、平成25年4月に知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜県立飛騨特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和54年4月に開校した。福祉型障害児入所施設山ゆり学園に隣設した学校で、小学部、中学部、高等部が設置されている。高等部は、平成2年4月に設置された。平成19年4月に岐阜県立飛騨特別支援学校と校名変更をした。

・岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校

病弱者のための養護学校として昭和54年4月に開校した。高山赤十字病院に隣設した学校（分校）で、小学部、中学部が設置されている。平成19年4月に岐阜県立飛騨特別支援学校高山日赤分校と校名変更をした。

・岐阜県立飛騨吉城特別支援学校

知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者のための特別支援学校として、平成25年4月に開校した。小学部、中学部、高等部が設置されている。

・岐阜市立岐阜特別支援学校

知的障がい者のための養護学校として昭和38年4月に開校し、小学部、中学部が設置された。また、高等部は、昭和55年4月岐阜市下川手に開校したが、平成5年4月には、岐阜市小西郷に新築移転した。平成16年1月小学部、中学部も高等部所在地へ移転した。平成20年4月に岐阜市立岐阜特別支援学校と校名変更をした。

・各務原市立各務原養護学校

知的障がい者のための養護学校として昭和61年4月に開校し、高等部が設置されている。
平成17年3月(旧)岐阜大学農学部跡地へ新築移転した。

義務教育段階における特別支援学校及び特別支援学級の障がい別在学者数(平成25.5.1現在)

区 分	特別支援学校			特別支援学級				
	小学部 児童数	中学部 生徒数	学級数	小 学 校		中 学 校		児 童 生徒数計
				学級数	児童数	学級数	生徒数	
視覚障がい	14	8	10	1	1	0	0	1
聴覚障がい	25	24	16	12	16	3	4	20
肢体不自由	125(4)	73(2)	85	24	36	7	11	47
知的障がい	451(3)	417(0)	216	301	1,160	155	609	1,769
病 弱	54(9)	49(3)	52	3	12	2	7	19
言語障がい				0	0	0	0	0
自閉症・情緒障がい				241	746	122	342	1,088
合 計	669(16)	571(5)	379	582	1,971	289	973	2,944

(注) 児童・生徒数中()内の数は訪問教育児童・生徒数...内数

上記の他 国立小学校知的障がい3学級18人

国立中学校知的障がい3学級23人

(2) 県立特別支援学校の概況

区 分	一般校舎保有面積				産振校舎保有面積				合 計
	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	鉄筋造	鉄骨造その他	木造	計	
面積㎡	69,846	7,526	0	77,372	467	0	0	467	77,839
比率%	90.2	9.7	-	100	100	0	-	100	

学 校 数 18校(分校1校含む)

区 分	屋 内 運動場	プ ール	校 地 面 積			
			建物敷地	運動場	そ の 他	計
面積㎡	10,816	水面積 7校 1,315	173,654	107,389	38,388	319,431

(3) 平成24年度県立特別支援学校施設の整備状況

事 業 名	学 校 数	金 額	左のうち国庫補助
飛騨北部特支(仮称)整備	1校	664,759千円	269,525千円
飛騨南部特支(仮称)整備	1校	579,715千円	81,865千円
岐阜希望が丘特支整備	1校	38,022千円	-
岐阜南部特支(仮称)整備	1校	6,448千円	-

(4) 平成25年度県立特別支援学校施設の整備計画

事 業 名	学 校 数	金 額	左のうち国庫補助
岐阜希望が丘特支整備	1校	161,969千円	-
岐阜南部特支(仮称)整備	1校	124,586千円	-

2 特別支援教育

本県では、特別支援教育の振興を図るために、次のように計画的かつ積極的に取り組んでいる。

(1) 特別支援学校の整備

昭和53年度 県立中濃養護学校(知的障害)及び県立長良養護学校(病弱)を設置した。

昭和54年度 県立岐阜希望が丘養護学校(肢体不自由)及び県立飛騨養護学校(知的障害)
・同高山赤十字病院分校(病弱)(昭和61年4月1日高山日赤分校と校名変更)を設置した。

昭和55年度 県立東濃養護学校(知的障害)を設置した。また、県立大垣養護学校及び岐阜市立岐阜養護学校に高等部を設置した。

昭和57年度 県立長良養護学校に、昭和59年度には県立東濃養護学校に高等部を設置した。

昭和61年度 各務原市立各務原養護学校高等部(知的障害)を設置した。

平成2年度 県立飛騨養護学校に高等部を設置した。

平成3年度 県立中濃養護支援学校に高等部を設置した。

平成14年度 県立関養護学校を改築整備した(一部供用開始後平成15年度に全面供用開始)。

平成15年度 県立岐阜盲学校を移転改築した(9月)。

平成17年度 県立郡上養護学校を設置した。

平成20年度 岐阜本巣特別支援学校、海津特別支援学校を設置した。また恵那特別支援学校に高等部を、東濃特別支援学校に可茂分教室をそれぞれ設置した。

平成21年度 揖斐特別支援学校、飛騨特別支援学校下呂分校を設置した。また郡上特別支援学校高等部を八幡町那比に移転した。

平成22年度 恵那特別支援学校を恵那市岩村町に一括移転した。

平成23年度 可茂特別支援学校を美濃加茂市牧野に設置した。

平成25年度 下呂特別支援学校を下呂市に、飛騨古城特別支援学校を飛騨市に設置した。

(2) 特別支援学級の整備

平成25年度は、小学校で17学級増、中学校で14学級増の結果、小学校582学級、中学校289学級、計871学級となった。

(3) 通級による指導教室

平成18年度より新設したLD、ADHD等を対象とする教室に加えて平成19年度より自閉症を対象とする教室を設置し充実を図った。

(4) 教育行政組織の改編

平成18年4月から学校政策課特別支援教育室を特別支援教育課とし、特別支援教育を強化する体制を整えた。

(5) 発達障がい者等支援体制整備推進会議

特別支援教育の推進のため、関係部局間の総合的な支援体制を確立し、課題と方策について幅広く協議するために幼・小中高特校長会長、PTA代表、福祉・医療関係者、障害者団体、関係他部局課長等から構成される「岐阜県特別支援教育連携協議会」として、平成17年3月に設置した。この協議会の発足に伴い、「岐阜県障害児就学指導委員会」は廃止し、就学指導についての専門部会を協議会の下に設置した。平成21年度より名称を変更。

(6) 子どもかがやきプラン推進委員会

「一人一人の可能性を引き出す自立支援教育『子どもかがやきプラン』」の推進にあたり、専門家や保護者、地域の関係者など県民の意見を十分に把握しながら、児童生徒数の推移、財政状況を踏まえ、特別支援学校の適切な整備方針をはじめとする岐阜県における特別支援教育の充実に向けた検討を行うことを目的として、「子どもかがやきプラン推進委員会」を平成18年4月に設置した。

(7) 子どもかがやきプラン

平成21年3月に「地域で学び 地域で育ち 地域に貢献する」を基本理念として『子どもかがやきプラン』を改訂した。

第5節 へき地教育

本県は、県土の約8割が森林におおわれ、山間へき地には小規模な集落が数多くある。過疎化した山間へき地における学校教育の振興対策の一環として、学校統合、学級編制の改善などを行ってきたが、なお、2つの学年の児童で編制する学級（複式学級）を持つ学校が存在する。

1 へき地教育の振興

へき地校へ、昭和33年から新任校長を、昭和37年から中堅教員を計画的に配置するなど教職員組織の改善を図ってきた。また、昭和38年度以降の年度末人事異動に際しては、県内6ブロックを中心とした広域にわたる人事交流を実施している。

一方、学級編制については、昭和44年度に4以上5以下の学年の児童で編制する学級及びすべての学年の児童・生徒で編制する学級の解消を図り、更に、昭和45年度においては、3の学年の児童で編制する学級の1学級の児童数を15人に、また2の学年の児童・生徒で編制する学級の1学級の児童・生徒数を22人に引き下げた。その結果、児童・生徒数の減少にもかかわらず学級増、教員増となり、へき地教育が充実されてきた。なお、昭和49年度においては5ヵ年計画で3の学年複式学級の解消、2の学年複式学級の基準引き下げなどを実施し、昭和56年度に、更に小学校1年生を含む複式学級の編制を12人から10人に引き下げた。そして昭和62年度は、2の学年複式学級基準を小学校19人、中学校11人に引き下げ、昭和63年度には、更に小学校18人、中学校10人に基準を引き下げている。平成5年度からスタートした第6次改善計画に伴い、平成11年度からは小学校1年生を含む複式学級編制基準を8人に、その他の小学校複式学級編制基準を16人に引き下げ、更に平成23年度からは、小学校1年生を含む2の学年以外の小学校複式学級編成基準を15人に引き下げた。

中学校については、平成7年度より複式学級を編制しないことを原則として実施している。

(1) 新任校長の計画配置

この方策は、昭和33年度人事から実施した。それまでの新任校長の人事は、ほとんど同一郡市内で充足するのが慣習のような状態であったが、それを見直し全県の視野に立って校長人事を行い、「人事上のへき地」へも新任校長を配置することとした。

へき地に赴任した校長は、地域の人々と触れ合いを大切にし、地域に溶け込んで、教育の推進に取り組むこととなった。

そのことによって、学校教育は、地域の期待や信頼に裏打ちされ、大きな成果を上げることとなった。

全県的に選出された優秀な人材が期待されてへき地に赴任し、希望と意気に燃えて学校運営に当たることにより、清新な気風を吹き込むとともに、地域教育の振興に寄与している。

(2) 中堅教員のへき地派遣制度

この制度は、昭和37年度人事異動から実施した。

へき地学校教員組織の充実のために、新任教員・新任校長の計画配置を実施してきたが、昭和36年度に至り、中学校生徒の急増に伴う全県的な教員不足を補う意味で、へき地教員の確保と、教育組織の充実強化を目的として、この制度の実施に踏み切ったものである。

この制度が実施されて51年目を迎え、すでに2,000人以上の中堅教員が派遣され、それぞれ計画どおり復帰している。当初は多くの摩擦があり、困難にも感じられたが、今日で

は進んで赴任するまでになり、各市町村教育委員会の理解も深まって円滑に行われていることは、まことに喜ばしいことである。過去の実績からみて、受入側の理解と協力、派遣された中堅教員の自覚と努力によって、ますますその意義を深め、この制度がへき地教育振興に大きく貢献していくことが期待されている。

中堅教員派遣年度別人事

37～39年度 - 235人	51年度 - 56人	63年度 - 44人	13年度 - 36人
40 " - 78 "	52 " - 44 "	元 " - 36 "	14 " - 25 "
41 " - 71 "	53 " - 48 "	2 " - 37 "	15 " - 25 "
42 " - 70 "	54 " - 47 "	3 " - 42 "	16 " - 8 "
43 " - 90 "	55 " - 34 "	4 " - 40 "	17 " - 37 "
44 " - 80 "	56 " - 34 "	5 " - 48 "	18 " - 32 "
45 " - 55 "	57 " - 24 "	6 " - 47 "	19 " - 21 "
46 " - 65 "	58 " - 27 "	7 " - 41 "	20 " - 15 "
47 " - 84 "	59 " - 42 "	8 " - 49 "	21 " - 14 "
48 " - 64 "	60 " - 45 "	9 " - 46 "	22 " - 14 "
49 " - 42 "	61 " - 30 "	10 " - 39 "	23 " - 12 "
50 " - 58 "	62 " - 40 "	11 " - 46 "	24 " - 7 "
		12 " - 38 "	25 " - 3 "

2 へき地指定校

へき地手当支給学校

教育事務所名	郡市	級地	小学校			中学校			計
				本校	分校		本校	分校	
西濃	大垣市	(準)	時	1					1
	揖斐郡	2	坂内	1		坂内	1		2
美濃	関市	1	板取	1		板取	1		2
	郡上市	1	高鷲北	1					3
		2	石徹白、小川	2					
可茂	加茂郡	(準)	神測	1		神測	1		12
		1	久田見、蘇原、黒川、東白川	4		八百津東部、黒川、東白川	3		
		2	潮見、佐見	2		佐見	1		
東濃	中津川市	1	加子母	1		加子母	1		2
	恵那市	(特)				恵那北	1		7
		(準)	上矢作	1					
飛騨	高山市	(準)	岩滝	1					8
		1	朝日	1		朝日	1		
	飛騨市	2	荘川、本郷、栃尾	3		荘川、北陵	2		4
		(準)	河合、宮川	2					
	下呂市	2	山之村	1		山之村	1		5
		(準)	上原	1					
	大野郡	1	菅田、東第一、馬瀬	3		馬瀬	1		2
2		白川	1		白川	1			
小計				31			17		
合計				31			17		48

(注) (準) は、準へき地 (特) は、特地

3 寄宿舎の開設

教育効果の向上を目指して、小・中学校の統合が進められているが、その結果、遠距離のため通学が困難となる児童生徒のために、寄宿舎を開設してきた。

寄宿舎には、一年間を通じて開設する通年寄宿舎と、積雪時期中のみ開設する季節寄宿舎があるが、平成24年度はいずれも開設していない。

4 スクールバス・教員宿舎等の整備

へき地指定校等で学校を統合したことなどにより必要となった通学用のスクールバスの購入や、へき地学校勤務教員用の宿舎の建設を国の補助制度を活用して行っている。平成24年度においては、2市において延べ3台のスクールバスが購入された。

なお、宿舎の整備実績はなかった。

第6節 教職員の人事

1 概要

児童・生徒に教育の機会均等を保障するとともに、教育水準の維持向上を確保するため、教育行政機関は、必要な教育条件の整備を図らなければならない。中でも、教育の成否は、教育者に負うところが大きいことからみて、教職員の人事管理は、特に重要である。教職員の人事管理は、それぞれの地域の、それぞれの学校における教職員組織の適正化を図るとともに、教職員の資質能力を高めることを目指して行われ、児童・生徒に対する教育効果の向上を図るものである。このような観点から行われる教職員の人事は、具体的には、採用、転任、昇任、退職などの任用行為として行われ、また、職務上及び身分上の必要な指導として行われるものである。

本県の場合、教職員の人事が比較的円滑適正に行われているのは、教職員を中心とする教育関係者が本県教育の推進者としての自覚をもって、県民の教育に対する要請にこたえようとしているからである。

2 教職員定数

(1) 小・中学校

平成25年度小・中学校の教職員定数は、小学校7,557人、中学校4,566人、合計12,123人でその内訳は次のとおりである。

種別	学校別	小学校	中学校	計
校長		368	186	554
教頭		392	207	599
主幹教諭		11	23	34
教諭		5,865	3,688	9,553
養護教諭		380	196	576
事務職員		386	203	589
充指導主事		44	6	50
栄養教諭		85	49	134
学校栄養職員		26	8	34
計		7,557	4,566	12,123

(2) 高等学校・特別支援学校

本年度教職員定員数は、県立学校5,455人(高等学校3,881人、特別支援学校1,574人)市立定時制高等学校31人、市立特別支援学校141人、計5,627人で、内訳は次のとおりである。昨年度に比べて65人増となった。

平成25年度高等学校・特別支援学校教職員定数

区 分	高 等 学 校	特別支援学校	合 計
校 長	64	(2) 19	(2) 83
教 諭 等	(12) 3,147	(76) 1,476	(64) 4,623
養 護 教 諭	97	(1) 33	(1) 130
実 習 助 手	(1) 289	(1) 25	314
寄 宿 舎 指 導 員	-	71	71
事 務 (一 般)	(2) 220	(5) 61	(3) 281
事 務 (函 書)	54	-	54
学 校 栄 養 職 員	5	8	13
実 習 補 助 員	(1) 8	-	(1) 8
学 校 用 務 員	(3) 27	(1) 5	(4) 32
調 理 師	1	10	11
ボ イ ラ 技 士	-	-	0
運 転 士	-	-	0
看 護 師	-	3	3
介 護 員	-	4	4
計	(19) 3,912	(84) 1,715	(65) 5,627

- (注) 1 ()の数は、平成24年度からの増減数である。
2 市立定時制高等学校の定数31(校長1、教員30)を含む。
3 市立特別支援学校の定数141を含む。

3 平成25年度人事異動

(1) 小・中学校

ア 本県教育の振興を期し、県民の学校教育に対する期待に応えるとともに全県的な教育水準の維持向上を目指して、市町村教育委員会の主体性・自律性が生かされ、特色ある学校づくりが推進されるよう一層公正な異動を行い、人事の刷新を図る。

(ア) 管理職

- 市町村の実態及び各学校の実情を考慮するとともに、市町村教育委員会の主体性・自律性をふまえ、長期的展望に立って適材の配置に努める。特に人事異動にあっては、地域の実態や特色を生かした学校づくりの推進と適正な学校運営を図るため、いわゆる序列にとらわれないよう配慮する。
- 校長及び教頭の任用については、その職責の重要性に鑑み、管理者としてふさわしい人間性豊かで創造力と指導力に富む人材を幅広く登用し、適所に配置する。特に、男女共同参画社会の実現に鑑み、優秀な女性管理職の登用を積極的に進める。

(イ) 一般教員

a 教員の人材育成と能力開発の視点に立ち、市町村教育委員会や校長の人事構想に基づき、免許教科、年齢、経験年数、健康状況及び教育能力等を勘案して、個性が生きるよう適材を適所に配置する。

また、教職員のチームワーク機能を高め、「教員が子どもとじっくり向き合える時間」を確保するためのマネジメント機能を果たす主幹教諭を34名配置した。

b 教員としての資質の向上と視野の拡大を図るため、職場経験の領域を広げる異動を推進する。

c 教育事務所間・都市間等、広域にわたる計画的な異動を実施する。

d 小学校・中学校の校種間交流や、高等学校や特別支援学校との交流を積極的に推進する。

e 中堅教員の研修派遣を計画的に実施する。

f 新規採用者は、教職に対する基礎的な技量を身に付けさせ、幅広い知見を得させるため、将来を展望して計画的に配置する。

(ウ) 事務職員及び栄養教諭・学校栄養職員

a 事務職員

市町村教育委員会と連携を深め、積極的に学校経営に提言する力を発揮できるよう年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。

b 栄養教諭・学校栄養教員

市町村教育委員会と連携を深めるとともに、積極的に学校給食や食の指導にかかわることができるよう年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。

また、食育を充実させるために、新たに3人の栄養教諭を任用替えするとともに新規で4人を採用し、124人の栄養教諭で食の指導を進めている。

イ 退職と採用

定年による退職者は校長77人、教頭24人、教員126人、勲奨による退職者は、校長4人、教頭10人、教員122人であった。普通退職者は、3月末で77人であった。新規採用者については、平成25年度教員採用選考試験合格者のうち、成績優秀なものから429人を採用した。

ウ 異動人事

4月1日現在における異動状況は、次のとおりである。

平成25年度異動状況

校長等の異動状況

(平成25年度4月)

項目 学校	退職	教頭等	校長	校長	事務局 校長		計	平成24年度
					新任	転任		
小学校	54	45	78	9	1	187	206	
				10				
中学校	27	33	36	12	6	114	107	
				18				
合計	81	78	114	21	7	301	313	
				28				

教頭の異動状況

(平成25年度4月)

項目 学校	退職	教諭等	教頭	教頭	教頭	事務局 教頭		計	平成24年度
						新任	転任		
小学校	29	59	82	11	4	185	167		
				15					
中学校	7	39	54	10	10	120	88		
				20					
合計	36	98	136	21	14	305	255		
				35					

特別支援学校の部主事の異動状況

(平成25年度4月)

項目 学校	退職	新任部主事	部主事	部主事	事務局 部主事		計	平成24年度
					新任	転任		
特別支援	0	2	0	0	0	2	1	
				0				

一般教職員異動状況

(平成25年度4月)

区 分				計		平成24年度
退職者	小学校	定年	87	234	192	
		勤奨	101			
		普通等	46			
	中学校	定年	39	89	76	
		勤奨	21			
		普通等	29			
計	定年	126	323	268		
	勤奨	122				
	普通等	75				

区 分				計		平成24年度
異 動	小学校	小学校	732	1,890		
	中学校	小学校	249			
	特別支援	小学校	15			
	事務局	小学校	0			
	割愛・日本人学校	小学校	17			
	小学校	割愛・日本人学校	27			
	小学校	中学校	219			
	中学校	中学校	443			
	特別支援	中学校	9			
	事務局	中学校	4			
	割愛・日本人学校	中学校	13			
	中学校	割愛・日本人学校	25			
計			1,753			

区 分		計		平成24年度
新 規 採 用 者		(小272、中155) 427		393
異 動 総 合 計		2,503		2,551
事 務 職 員	新 任	18	171	162
	転 任	132		
	退 職	21		
学 校 栄 養 職 員	新 任	0	8	3
	転 任	6		
	退 職	2		

平成25年度人事異動総括表

(平成25年度4月)

学 校	職 名	新 任	転 任	退 職	計	平成24年度
小 学 校	校 長	45	78	54	177	206
	教 頭	59	82	29	170	167
	主幹教諭	3	1	0	4	9
	一般職員	279	1,018	234	1,531	1,520
	計	386	1,179	317	1,882	1,902
中 学 校	校 長	33	36	27	96	108
	教 頭	43	54	7	104	90
	主幹教諭	11	2	0	13	16
	一般職員	153	711	89	953	1,004
	計	240	803	123	1,166	1,218
特別支援学校(中学校の内数)		4	14	3	21	23
合 計		626	1,982	440	3,048	3,120

職 名	学 校	新 任	転 任	退 職	計	平成24年度
事務職員	小 学 校	13	84	16	113	91
	中 学 校	5	48	5	58	71
	計	18	132	21	171	162
学校栄養職	小 学 校	0	3	2	5	2
	中 学 校	0	3	0	3	1
	計	0	6	2	8	3
異動総合計		644	2,120	463	3,227	3,285

エ 県外・海外の計画の人事

(ア) 他県との教員人事交流

昭和46年に、鹿児島県との間に姉妹県としての盟約がなされたこと及び高等学校

教員の人事交流の実績があったことから、47年度から鹿児島県との間で、小学校及び中学校の教員各1人計2人の計画的な人事交流を行うこととした。また、平成12年度より平成19年度まで高知県・宮城県との人事交流を行い他県との交流を拡大した。

平成23年度はのべ12名、平成24年度は5名の教員を震災支援派遣教員として宮城県へ派遣した。

(イ) 在外教育施設への計画的派遣

海外日本人子女に、国内と同様の義務教育を行うため、47年度初めて台北、バンコク、ジャカルタ所在の日本人学校へ各1人計3人の教員を派遣した。

勤務期間は原則として3ヵ年で、現在派遣中の者は次のとおりである。

派遣年度	派遣人数	派遣先
23	5	高雄、ワルシャワ、上海、ハノイ、杭州
24	7	チューリッヒ、イスラマバード、バンコク、ドバイ、ニューヨーク、ソウル、イスタンブル
25	4	バンコク、青島、蘇州、シンガポール

(2) 高等学校・特別支援学校

ア 異動方針

(ア) 管理職

a 各学校の実情を考慮し、長期的展望に立って適材の配置に努める。特に人事異動にあたっては、特色ある学校づくりの推進と適正な学校運営を図るため、いわゆる序列にとらわれないよう配慮する。

b 校長、副校長、教頭及び部主事の任用については、その職責の重要性に鑑み、人間性が豊かで創造力と指導力に富み、自ら率先して行動できる人材を幅広く登用し、適所に配置する。

(イ) 一般教員

a 教員の人材育成と能力開発の視点に立ち、校長の人事構想に基づき、免許教科、年齢、勤務歴、健康状況及び能力意欲実績等を勘案して、適材を適所に配置する。

b 視野の拡大を通して資質の向上を図る異動の観点から、教員の指導力を生かし高める異動を推進する。

c 全日制の課程と定時制及び通信制の課程相互間の交流や高等学校と特別支援学校との交流、県立学校と小中学校との交流などを通じて異なる課程や校種を経験させる計画的な異動を積極的に推進する。

d 将来学校のリーダーとして期待できる中堅職員の研修派遣を計画的に実施する。

e 新規採用者は、教職に対する基礎的な資質を身につけさせ、幅広い知見を得させるため、将来を展望して計画的に配置する。

(ウ) 事務職員等

学校と事務局・知事部局相互間及び学校間の交流に努めるとともに、年齢、経験年数、健康状況等を勘案して適材を適所に配置する。

イ 退職と採用

教員の定年・勤奨による退職者は、校長25人を含む146人であった。普通退職者は、3月末で17人であった。新採用者については、退職補充及び定員増等により平成25年度

教員採用試験合格者のうち、成績優秀な者から194人（実習助手を含む）を採用した。

ウ 異動状況

4月1日現在における異動状況は、次のとおりである。

平成25年度定期人事異動総括表

（平成25年4月）

区 分	新任	転任	退職	出向	計	平成24年度
校 長	27	12	25	1	65	56
副 校 長	9	0	3	-	12	8
教 頭	37	30	11	-	78	66
特別支援学校部主事	24	4	0	-	28	27
教 諭	171	479	123	-	773	608
養 護 教 諭	8	12	4	-	24	16
実 習 助 手	15	19	13	-	47	32
寄 宿 舎 指 導 員	0	6	2	-	8	5
事 務 職 員 等	52	70	31	23	176	167
計	343	632	212	24	1,211	985

（注）1 退職者の定年・勲奨退職者数172人（前年175人）

校 長 25（21） 特別支援学校部主事 0（0）

副校長 3（0） 教 職 員 107（108）

教 頭 11（11） 事 務 職 員 等 26（35）

2 全日制と定時制・通信制との交流45人（前年36人）

定時制・通信制 全日制17（20） 全日制 定時制・通信制28（16）

3 事務職員等の知事部局等との人事交流85人（前年74人）

学校 知事部局 23（18） 教委事務局 学校 14（3）

学校 教委事務局 10（6） 知事部局等 学校 38（47）

エ 県外の計画的人事

（ア）他県（鹿児島県）との教育人事交流

鹿児島県教育委員会との間に覚書をかかわし、相互に清新の気風の導入を図り、両県教育の振興に資するため、高等学校教員について、昭和45年度から計画的な人事交流を行っている。勤務期間は3カ年である。（平成25年度も各1人の人事交流を行った。）

4 教職員の給与、勤務条件等

教職員の給与については（1）以下のとおりであるが、義務教育諸学校の教育職員の給与については、「学校教育の水準の維持向上のため義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」（以下「人確法」という。）により、一般の職員の給与水準に比較して優遇措置が講じられ、数次にわたって給与改善が行われた。

第1次改善（昭和49年1月1日実施）

給料表の改善

教育職給料表（三）の全号給について、中堅層以上の教員の改善を中心に所要の改善が行われた。また、教育職給料表（二）についても、所要の改善が行われた。

第2次改善（昭和50年1月1日実施）

（1）給料表の改善

教育職給料表（三）の全等級について、経験豊かな層の教員の改善を中心とした所要の改善を行い、教頭職の明確化に伴い新たに特1等級を設置し、4等級制とした。

また、教育職給料表（二）についても、所要の改善が行われた。

(2) 義務教育等教員特別手当の支給

新たに義務教育等教員特別手当が設けられ小・中学校の教育職員に等級号給に応じて手当が支給されることになった。また、高等学校等の教育職員についても同様の措置がとられた。

第3次（前期分）改善（昭和52年4月1日実施）

(1) 標準職務表の改善

原則として、校長は特1等級、教頭は1等級に格付けした。

(2) 義務教育等教員特別手当の改正

月額の高額の引き上げが行われた。

(3) 教育職員手当（主任手当、部活動手当）の支給

主任等の職務を行う教員及び学校の管理下における部活動の指導業務に従事した教員に日額の手当を支給することとした。

第3次（後期分）改善

(1) 義務教育等教員特別手当の改正（昭和53年4月1日適用）

月額の高額を引き上げた。

(2) 管理職手当の改正（昭和54年1月1日適用）

大規模学校の校長及び教頭の支給割合を100分の2引き上げ、それぞれ100分の14及び100分の12とした。

(3) 教育職員手当（主任手当、部活動手当）の改正（昭和53年4月1日適用）

手当の対象となる主任等の範囲を拡大し、部活動手当の従事時間を4時間程度とした。

第3次（後期積残し分）改善

管理職手当の改正（昭和55年4月1日適用）

管理職手当の支給に係る大規模校としての学級規模を改正した。

その他人確法実施以後に行われた改正等のうち主なもの

(1) 土曜開庁方式導入に伴う4週6休制（平成元年4月30日実施）

4週間に2回の土曜日を勤務を要しない日とした。ただし、教員等については、52週間につき勤務を要しない日となる26土曜日に担当する104時間を夏季、冬季等の休業日にまとめて指定することとした。

(2) 配偶者出産休暇の新設（昭和58年4月1日実施）

配偶者が出産した場合、2日の範囲内で特別休暇を認めることとした。

(3) 給与の口座振込制度の導入（昭和58年7月1日実施）

職員が希望した場合、給料、期末勉強手当等を口座振込により支給することとした。

(4) 給料表の改正（昭和60年7月1日実施）

給料表を等級制から級制に改めるとともに、職務の等級を職務の級に改め、最も下位の級を1級として職務の級の序列を編成し直した。

(5) 妊婦障害休暇の新設（平成元年4月1日実施）

妊婦に起因する障害により就業が著しく困難となる場合、7日の範囲内で特別休暇を認めることとした。

(6) 夏期の休暇の新設（平成3年4月1日実施）

夏期における盆等の諸行事、心身の健康維持・増進又は家庭生活の充実のため、連続することを原則とする4日間の範囲内で特別休暇を認めることとした。

(7) 新育児休業制度の導入（平成4年4月1日実施）

従来、女子教育職員等の特定職権の女子職員を対象として設けられていた育児休業制度について、すべての職員を対象として育児休業をすることができることとした。

また、職員が育児休業をせず勤務しつつ子を養育しようとする場合、1日の勤務時間の一部について勤務しない部分休業を新たに認めることとした。

(8) 完全週休2日制の実施（平成4年8月1日実施）

日曜日及び土曜日は勤務を要しない日とし、職員の勤務時間は1週間につき40時間とした。

また、日曜日又は土曜日に閉庁する機関に勤務する職員等については、1週間当たりの勤務時間は40時間とした。

なお、教員等については、日曜日及び学校5日制の休業土曜日（毎月第2土曜日）を勤務を要しない日とすることに加えて、52週間につき勤務を要しない日となる40土曜日に相当する160時間を夏季、冬季等の休業日にまとめて指定することとした。

(9) 介護休暇の新設（平成7年1月1日実施）

職員が長期にわたり家族等の介護を余儀なくされる場合、連続する3月の範囲内で必要と認められる期間、職務からの離脱を休暇として認められることとした。

(10) ボランティア休暇の新設（平成9年1月1日適用）

職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合、一年において5日の範囲内で特別休暇を認めることとした。

(11) 職員組合への在籍専従期間を5年から7年にした。（平成9年4月1日適用）

(12) 旅費の支給を口座振込で実施することとした。（平成9年4月1日適用、ただし、小・中学校は平成10年7月1日適用）

(13) 多胎妊婦の場合の産前特別休暇の期間を10週間から14週間にした。平成10年4月1日適用

(14) 昇給停止年齢を55歳（当分の間57歳）とした。（平成11年4月1日適用、ただし、経過措置あり）

(15) 調整手当の異動保障を廃止した。（平成12年4月1日適用）

(16) 岐阜県職員退職手当条例を一部改正（平成13年4月1日適用）

平成13年度から平成15年度までの間の時限措置として、勸奨により退職する職員に支給する退職手当について特例措置を設けた。

(17) 大学院修学休業制度を導入した。（平成13年4月1日適用）

(18) 新再任用制度を導入した。（平成13年4月1日適用）

(19) 岐阜県職員等旅費条例を大幅に改正した。（平成14年1月1日適用）

(20) 学校における完全週休2日制を実施した。（平成14年4月1日適用）

(21) 育児休業の対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満とした。（平成14年4月1日適用）

(22) 介護休暇の期間を連続する3月の期間内から連続する6月の期間内とした。（平成14年4月1日適用）

(23) 子の看護のための特別休暇を一年において5日の範囲内の期間において認めることとした。（平成14年4月30日適用）

(24) 当分の間57歳としていた昇給停止年齢を55歳とした。（平成15年4月1日適用、ただし、経過措置あり。）

(25) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正（平成16年1月1日適用）

20年以上勤務して退職した職員の退職手当の支給率を削減した。

- (26) 岐阜市にかかる調整手当を廃止した。(平成17年1月1日適用)
- (27) 20年以上勤務して退職する職員にかかる特別昇給を廃止した。(平成17年3月31日施行)
- (28) 男性職員の育児参加のために、配偶者の産前産後の期間内において5日の範囲内で取得できる特別休暇を新設した。(平成17年4月1日適用)
- (29) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を新設した。(平成17年4月1日)
- (30) 給与構造改革を実施した。(平成18年4月1日適用)
- ・ 給料月額を平均5%引き下げ、号給を4分割した給料表へ移行
 - ・ 昇給日(1月1日)を年1回に統一し、勤務成績に応じた昇給幅の昇給
 - ・ 地域手当の新設
- (31) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正(平成18年4月1日適用)
新たな「調整額」を加算して退職手当を算出することとした。
- (32) 不妊治療を受ける場合の特別休暇を一の年において6日の範囲内の期間において認めることとした。(平成18年4月1日適用)
- (33) 管理職手当を定額支給とした。(平成19年4月1日適用)
- (34) 休息時間を廃止した。(平成19年4月1日適用)
- (35) 岐阜県職員等旅費条例の一部改正(平成19年4月1日適用)
実態に即した旅費計算をするため、県内の市町村区域の起点を細分化した。
- (36) 教育職員手当(部活動手当等)の額を倍増した。(平成20年10月1日適用)
- (37) 義務教育等教員特別手当の改正(平成21年1月1日適用)
月額の最高額を引き下げた。
- (38) 給料表の改正
職務の級に特2級を新設し、4級制から5級制とした。(平成21年4月1日適用)
- (39) 岐阜県職員等旅費条例の一部改正(平成21年4月1日適用)
給料表の級による区分を廃止した。
- (40) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の制定(平成21年4月1日適用)
現下の厳しい財政状況にかんがみ、職員の給料の月額を抑制することとした。
- (41) 給料表の改正(平成21年12月1日適用)
若年層を除き、給料の月額を引き下げた。
- (42) 義務教育等教員特別手当の改正(平成22年1月1日適用)
月額の最高額を引き下げた。
- (43) 給料の調整額の改正(平成22年1月1日適用)
調整数(特別支援教育に関するもの)を引き下げた。
- (44) 産業教育手当、定時制通信教育手当の改正(平成22年4月1日適用)
支給率を引き下げた。
- (45) 時間外勤務手当の改正(平成22年4月1日適用)
勤務一時間当たりの単価算出方法等を変更した。
- (46) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正(平成22年4月1日適用)
職員の給料の月額の抑制率を改正した。
- (47) 特別休暇制度の一部改正(平成22年6月30日適用)
子の看護休暇の拡充
一の年において5日までを、子が2人以上の場合には10日までに変更した。
短期介護休暇の新設
一の年において5日まで取得できるようにした。

- (48) 職員の勤務時間の短縮（平成22年 8 月 1 日適用）
1 日の勤務時間を 8 時間から 7 時間45分にした。
- (49) 義務教育等教員特別手当の改正（平成23年 1 月 1 日適用）
月額の高額を引き下げた。
- (50) 給料の調整額の改正（平成23年 1 月 1 日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (51) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正（平成23年 4 月 1 日適用）
職員の給料の月額の抑制率を改正した。
- (52) 給料の調整額の改正（平成23年 4 月 1 日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (53) 住居手当の改正（平成23年 4 月 1 日適用）
自宅にかかる住居手当(単身赴任者にかかるものを含む。)を廃止した。
- (54) 自己啓発等休業制度の創設（平成24年 4 月 1 日適用）
大学等の教育課程履修又は外国における奉仕活動のための休業制度の創設
- (55) 特別休暇制度の一部改正（平成24年 4 月 1 日適用）
子の看護休暇の対象範囲を中学校就学の始期に達するまでの子のみから家族（配偶者、
父母、配偶者の父母、子）に拡大し、家族看護休暇とした。
- (56) 給料の調整数の改正（平成24年 4 月 1 日適用）
調整数（特別支援教育に関するもの）を引き下げた。
- (57) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部改正（平成24年 4 月 1 日適用）
職員の給料の月額の抑制率を改正した。
- (58) 岐阜県職員退職手当条例の一部改正（平成25年 4 月 1 日適用）
退職手当の支給率を平成26年 7 月にかけて段階的に引き下げることとした。
- (59) 特別支援教育に従事する職員に支給されていた給料の調整額を廃止した。（平成25年 4
月 1 日適用）

(1) 給料
ア 行政職給料表

平成23年12月1日適用

職員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200		
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000		
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800		
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600		
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200		
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000		
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800		
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600		
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200		
	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000		
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800		
	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600		
	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200		
	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200			
	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900			
	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600			
	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900			
	66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500			
	67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200			
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900			
	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400			
	70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100			
	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800			
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500			
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000			
	74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700			
	75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400			
	76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100			
	77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600			
	78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100	423,300			
	79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800	424,000			
	80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500	424,700			
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000	425,200				
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700					
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400					
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100					

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600				
	86	239,700	294,800	343,200	383,900	401,300				
	87	240,400	295,100	343,700	384,500	402,000				
	88	241,100	295,500	344,200	385,100	402,700				
	89	241,900	295,800	344,600	385,800	403,200				
	90	242,400	296,200	345,100	386,400					
	91	242,900	296,600	345,600	387,000					
	92	243,400	297,000	346,100	387,600					
	93	243,700	297,100	346,300	388,300					
	94		297,500	346,800	388,900					
	95		297,900	347,300	389,500					
	96		298,300	347,800	390,100					
	97		298,500	347,900	390,800					
	98		298,900	348,400						
	99		299,300	348,900						
	100		299,700	349,400						
	101		299,900	349,700						
	102		300,300	350,100						
	103		300,700	350,500						
	104		301,100	350,900						
	105		301,300	351,400						
	106		301,600	351,800						
	107		302,000	352,200						
	108		302,400	352,600						
109		302,600	353,100							
110		303,000	353,500							
111		303,400	353,900							
112		303,700	354,200							
113		303,800	354,700							
114		304,200	355,100							
115		304,600	355,500							
116		305,000	355,900							
117		305,200	356,400							
118		305,500								
119		305,800								
120		306,100								
121		306,500								
122		306,800								
123		307,100								
124		307,400								
125		307,800								
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第27条第1項に規定する職員を除く。

イ 教育職給料表（二）

平成23年12月1日適用

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	422,000
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	423,800
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	425,600
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	427,400
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	429,100
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	430,700
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	432,600
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	434,500
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	436,300
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	438,100
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	440,000
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	441,900
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	443,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	445,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	447,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	449,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	451,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	453,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	454,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	456,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	458,400
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	460,300
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	462,200
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	464,000
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	465,700
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	467,400
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	469,100
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	470,800
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	472,600
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	474,300
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	475,900
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	477,600
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	479,300
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	480,300
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	481,300
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	482,300
	37	216,300	275,800	345,900	403,500	483,400
	38	218,100	278,400	348,100	405,000	484,400
	39	219,900	281,000	350,300	406,400	485,400
40	221,700	283,600	352,500	407,900	486,400	

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	41	223,600	286,100	354,700	409,600	487,500
	42	225,400	288,700	356,800	411,000	488,500
	43	227,200	291,200	358,900	412,400	489,500
	44	229,000	293,700	361,000	414,000	490,500
	45	230,900	296,000	363,100	415,700	491,600
	46	232,600	298,700	365,200	417,000	492,600
	47	234,300	301,400	367,200	418,600	493,600
	48	236,000	304,100	369,300	420,200	494,600
	49	237,600	306,600	371,200	421,900	495,700
	50	239,300	309,100	373,100	423,300	
	51	241,000	311,600	375,100	424,900	
	52	242,700	314,100	377,100	426,500	
再	53	244,100	316,500	379,100	428,200	
任	54	245,800	318,700	380,900	429,700	
用	55	247,400	320,900	382,700	431,300	
職	56	249,100	323,100	384,500	432,900	
員	57	250,600	325,400	386,200	434,500	
以	58	252,200	327,600	387,900	436,100	
外	59	253,800	329,800	389,600	437,600	
の	60	255,400	331,900	391,300	439,200	
職	61	257,000	334,100	392,600	440,800	
員	62	258,600	336,300	394,000	442,400	
	63	260,200	338,500	395,400	443,900	
	64	261,700	340,700	396,700	445,500	
	65	263,200	342,900	398,100	447,200	
	66	264,900	345,100	399,400	448,700	
	67	266,500	347,300	400,800	450,300	
	68	268,200	349,500	402,200	451,900	
	69	269,700	351,500	403,700	453,500	
	70	271,200	353,600	405,000	455,100	
	71	272,700	355,700	406,400	456,700	
	72	274,200	357,800	407,800	458,300	
	73	275,500	359,600	409,100	459,800	
	74	276,900	361,500	410,500	460,800	
	75	278,300	363,500	411,900	461,800	
	76	279,700	365,400	413,300	462,800	
	77	281,100	367,400	414,500	463,600	
	78	282,300	369,100	415,800	464,600	
	79	283,500	370,800	417,100	465,600	
	80	284,700	372,500	418,500	466,600	
	81	286,000	374,200	419,900	467,400	
	82	287,200	375,700	421,200	468,400	
	83	288,400	377,200	422,400	469,400	
	84	289,600	378,700	423,700	470,400	

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	85	290,900	379,800	425,000	471,200	
	86	292,100	381,200	426,200	472,200	
	87	293,300	382,600	427,400	473,200	
	88	294,500	384,000	428,600	474,200	
	89	295,700	385,300	429,700	475,000	
	90	296,900	386,600	430,800		
	91	298,100	387,900	431,900		
	92	299,300	389,200	433,000		
	93	300,100	390,600	434,100		
	94	301,300	391,800	435,200		
	95	302,500	393,100	436,300		
	96	303,700	394,400	437,400		
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	97	304,700	395,800	438,300		
	98	305,800	396,800	439,100		
	99	306,900	397,900	439,900		
	100	308,000	399,000	440,700		
	101	308,900	399,900	441,500		
	102	310,000	400,900	442,100		
	103	311,100	402,000	442,700		
	104	312,200	403,100	443,300		
	105	312,800	403,900	443,800		
	106	313,700	404,900	444,400		
	107	314,500	405,900	445,000		
	108	315,300	406,900	445,600		
	109	316,200	407,800	446,200		
	110	316,700	408,700			
	111	317,200	409,600			
	112	317,700	410,500			
	113	318,300	411,100			
	114	318,800	411,900			
	115	319,300	412,700			
	116	319,800	413,500			
117	320,400	414,300				
118	320,900	415,100				
119	321,400	415,800				
120	321,900	416,600				
121	322,400	417,200				
122	322,800	417,700				
123	323,300	418,200				
124	323,800	418,700				

平成23年12月1日適用

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	125	324,400	419,100			
	126	324,800	419,600			
	127	325,200	420,100			
	128	325,600	420,600			
	129	325,900	421,000			
	130	326,300	421,500			
再	131	326,700	422,000			
任	132	327,100	422,500			
用	133	327,300	422,900			
職	134	327,500	423,400			
員	135	327,800	423,900			
以	136	328,100	424,400			
外	137	328,400	424,800			
の	138	328,600	425,300			
職	139	328,900	425,800			
員	140	329,200	426,300			
	141	329,400	426,700			
	142	329,700				
	143	330,000				
	144	330,300				
	145	330,600				
	146	330,900				
	147	331,200				
	148	331,500				
	149	331,700				
	150	331,900				
	151	332,200				
	152	332,500				
	153	332,700				
再任用職員		234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

備考（一）この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表（三）

平成23年12月1日適用

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	411,600
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	413,100
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	414,600
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	416,100
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	417,600
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	419,100
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	420,700
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	422,300
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	423,700
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	425,100
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	426,500
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	427,900
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	429,200
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	430,600
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	432,000
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	433,400
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	434,700
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	436,100
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	437,400
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	438,800
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	439,900
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	441,300
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	442,600
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	444,000
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	445,300
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	446,600
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	447,900
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	449,200
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	450,500
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	451,700
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	452,900
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	454,100
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	455,300
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	456,200
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	457,100
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	458,000
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	458,900
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	459,800
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	460,700
40	220,800	252,700	351,500	376,000	461,600	

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	41	222,600	255,500	353,500	377,400	462,500
	42	224,400	258,100	355,300	378,900	463,400
	43	226,200	260,700	357,100	380,400	464,300
	44	228,000	263,300	358,900	381,900	465,200
	45	229,900	265,700	360,700	383,500	466,100
	46	231,600	268,300	362,400	385,100	467,000
	47	233,300	270,800	364,100	386,700	467,900
	48	235,000	273,300	365,700	388,300	468,800
	49	236,700	275,800	367,200	389,800	469,700
	50	238,400	278,400	368,800	391,300	
	51	240,100	281,000	370,500	392,800	
	52	241,800	283,600	372,200	394,300	
再	53	243,100	286,100	373,900	395,500	
任	54	244,800	288,700	375,400	396,800	
用	55	246,400	291,200	376,900	397,900	
職	56	248,100	293,700	378,400	399,100	
員	57	249,600	296,000	379,900	400,600	
以	58	251,100	298,700	381,300	401,800	
外	59	252,600	301,400	382,700	403,100	
の	60	254,100	304,100	384,100	404,400	
職	61	255,700	306,600	385,000	405,700	
員	62	257,200	309,100	386,200	406,800	
	63	258,700	311,600	387,400	408,200	
	64	260,100	314,100	388,600	409,600	
	65	261,400	316,500	389,700	410,800	
	66	263,000	318,700	390,900	411,900	
	67	264,600	320,900	391,900	413,100	
	68	266,100	323,100	393,000	414,300	
	69	267,800	325,400	394,200	415,300	
	70	269,300	327,600	395,300	416,500	
	71	270,800	329,800	396,400	417,700	
	72	272,300	331,900	397,600	418,900	
	73	273,600	334,100	398,700	419,800	
	74	274,900	336,300	399,800	420,600	
	75	276,200	338,500	400,900	421,400	
	76	277,500	340,700	402,000	422,200	
	77	278,900	342,700	402,900	422,900	
	78	280,100	344,600	403,900	423,700	
	79	281,300	346,500	404,900	424,500	
	80	282,500	348,400	405,900	425,300	
	81	283,800	350,200	406,800	426,100	
	82	285,000	352,000	407,600	426,800	
	83	286,200	353,800	408,400	427,400	
	84	287,400	355,600	409,200	428,100	

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	85	288,500	357,100	410,000	428,800	
	86	289,500	358,800	410,800	429,500	
	87	290,500	360,500	411,600	430,200	
	88	291,500	362,100	412,400	430,900	
	89	292,600	363,800	413,200	431,600	
	90	293,500	365,100	413,900	432,300	
	91	294,400	366,500	414,600	433,000	
	92	295,300	367,900	415,300	433,700	
	93	295,800	369,400	415,800	434,200	
	94	296,600	370,700	416,500	434,900	
	95	297,400	372,000	417,200	435,600	
	96	298,200	373,300	417,900	436,300	
再	97	299,100	374,300	418,400	436,800	
任	98	299,900	375,300	419,000	437,500	
用	99	300,700	376,300	419,600	438,200	
職	100	301,500	377,300	420,100	438,900	
員	101	302,400	378,400	420,600	439,400	
以	102	302,900	379,400	421,200	440,100	
外	103	303,400	380,400	421,800	440,800	
の	104	303,900	381,400	422,300	441,500	
職	105	304,100	382,300	422,700	442,000	
員	106	304,500	383,200	423,300		
	107	304,800	384,100	423,900		
	108	305,100	385,100	424,400		
	109	305,300	386,000	424,900		
	110	305,600	387,000			
	111	305,900	388,000			
	112	306,200	389,000			
	113	306,400	389,600			
	114	306,600	390,500			
	115	306,800	391,400			
	116	307,100	392,300			
	117	307,400	393,200			
	118	307,700	394,000			
	119	308,000	394,800			
	120	308,300	395,600			
	121	308,400	396,300			
	122	308,700	397,100			
	123	309,000	397,900			
	124	309,300	398,700			

平成23年12月 1日適用

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	125	円 309,500	円 399,400	円	円	円
	126		400,100			
	127		400,800			
	128		401,500			
	129		402,200			
	130		402,900			
	131		403,600			
	132		404,300			
	133		404,600			
	134		405,200			
	135		405,800			
	136		406,400			
	137		406,800			
	138		407,400			
	139		408,000			
	140		408,600			
	141		409,000			
	142		409,600			
	143		410,200			
	144		410,800			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

備考（一）この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(2) 退職手当

退職手当は、常勤職員として6ヶ月以上在職し、退職（死亡による場合を含む。）した場合に、その者（死亡による場合はその遺族）に支給される。

（退職理由別支給率表）

勤続年数	定年・勲褒等		自己都合		整理退職・公務死傷病		勤務公署移転		公務外傷病その他	
	H25.4.1~ H25.9.30	H25.10.1~ H26.3.31	H25.4.1~ H25.9.30	H25.10.1~ H26.3.31	H25.4.1~ H25.9.30	H25.10.1~ H26.3.31	H25.4.1~ H25.9.30	H25.10.1~ H26.3.31	H25.4.1~ H25.9.30	H25.10.1~ H26.3.31
1年	0.98	0.955	0.588	0.573	1.47	1.4325	1.225	1.19375	0.98	0.955
2	1.96	1.91	1.176	1.146	2.94	2.865	2.45	2.3875	1.96	1.91
3	2.94	2.865	1.764	1.719	4.41	4.2975	3.675	3.58125	2.94	2.865
4	3.92	3.82	2.352	2.292	5.88	5.73	4.9	4.775	3.92	3.82
5	4.9	4.775	2.94	2.865	7.35	7.1625	6.125	5.96875	4.9	4.775
6	5.88	5.73	3.528	3.438	8.82	8.595	7.35	7.1625	5.88	5.73
7	6.86	6.685	4.116	4.011	10.29	10.0275	8.575	8.35625	6.86	6.685
8	7.84	7.64	4.704	4.584	11.76	11.46	9.8	9.55	7.84	7.64
9	8.82	8.595	5.292	5.157	13.23	12.8925	11.025	10.7437	8.82	8.595
10	9.8	9.55	5.88	5.73	14.7	14.325	12.25	11.9375	9.8	9.55
11	13.5975	13.2506	8.7024	8.4804	16.317	15.9007	13.5975	13.2506	10.878	10.6005
12	14.945	14.5637	9.5648	9.3208	17.934	17.4765	14.945	14.5637	11.956	11.651
13	16.2925	15.8768	10.4272	10.1612	19.551	19.0522	16.2925	15.8768	13.034	12.7015
14	17.64	17.19	11.2896	11.0016	21.168	20.628	17.64	17.19	14.112	13.752
15	18.9875	18.5031	12.152	11.842	22.785	22.2037	18.9875	18.5031	15.19	14.8025
16	20.9475	20.4131	15.0822	14.6974	24.402	23.7795	20.9475	20.4131	16.758	16.3305
17	22.9075	22.3231	16.4934	16.0726	26.019	25.3552	22.9075	22.3231	18.326	17.8585
18	24.8675	24.2331	17.9046	17.4478	27.636	26.931	24.8675	24.2331	19.894	19.3865
19	26.8275	26.1431	19.3158	18.8230	29.253	28.5067	26.8275	26.1431	21.462	20.9145
20	28.7875	28.0531	22.0322	22.4425	30.87	30.2825	28.7875	28.0531	23.03	22.4425
21	30.7475	29.9631	24.99	24.3525	32.487	31.6582	30.7475	29.9631	24.99	24.3525
22	32.7075	31.8731	26.95	26.2625	34.104	33.234	32.7075	31.8731	26.95	26.2625
23	34.6675	33.7831	28.91	28.1725	35.721	34.8097	34.6675	33.7831	28.91	28.1725
24	36.6275	35.6931	30.87	30.0825	37.338	36.3855	36.6275	35.6931	30.87	30.0825
25	38.5875	37.6031	32.83	31.9925	38.955	37.9612	38.5875	37.6031	32.83	31.9925
26	40.5475	39.6802	34.99	33.5205	40.572	39.6802	40.5475	39.6802	34.99	33.5205
27	42.5075	41.3992	36.95	35.0485	42.189	41.3992	42.5075	41.3992	36.95	35.0485
28	44.4675	43.1182	38.91	36.5765	43.806	43.1182	44.4675	43.1182	38.91	36.5765
29	46.4275	44.8372	40.87	38.1045	45.423	44.8372	46.4275	44.8372	40.87	38.1045
30	48.3875	46.5562	42.83	39.6325	47.040	46.5562	48.3875	46.5562	42.83	39.6325
31	49.539	48.2752	44.84	40.7785	48.657	48.2752	49.539	48.2752	44.84	40.7785
32	51.007	49.9942	46.80	41.9245	50.274	49.9942	51.007	49.9942	46.80	41.9245
33	52.475	51.7132	48.76	43.0705	51.891	51.7132	52.475	51.7132	48.76	43.0705
34	53.943	53.4322	50.72	44.2165	53.508	53.4322	53.943	53.4322	50.72	44.2165
35	55.411	54.435	52.68	45.3625	55.125	54.435	55.411	54.435	52.68	45.3625
36	55.86	54.435	47.726	46.5085	55.86	54.435	55.86	54.435	47.726	46.5085
37	55.86	54.435	48.902	47.6545	55.86	54.435	55.86	54.435	48.902	47.6545
38	55.86	54.435	50.078	48.8005	55.86	54.435	55.86	54.435	50.078	48.8005
39	55.86	54.435	51.254	49.9465	55.86	54.435	55.86	54.435	51.254	49.9465
40	55.86	54.435	52.43	51.0925	55.86	54.435	55.86	54.435	52.43	51.0925
41	55.86	54.435	53.606	52.2385	55.86	54.435	55.86	54.435	53.606	52.2385
42	55.86	54.435	54.782	53.3845	55.86	54.435	55.86	54.435	54.782	53.3845
43	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435
44	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435
45	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435
46	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435
47	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435
48	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435
49	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435
50	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435	55.86	54.435

(調整額区分表)

調整額区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号
行政職	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2・1級
教育職		4級 役職加算 20%	4級 左記以外で 管理職手当 3種 又は 5種	4級 左記以外で 管理職手当 6種 3級 役職加算 15%	3級(左記 以外) 特2級 2級 役職加算 10%(経験34年 (大卒)以上)	2級(左記 以外) 役職加算 10%(経験27年 (大卒)以上)	2級 役職加算 5% 1級 役職加算 5%	2級 1級 ともに 左記以外
調整月額	50,000	45,850	41,700	33,350	25,000	20,850	16,700	0

(手当の計算)

退職手当額 = 基本額 + 調整額

ア 基本額 退職日給料月額 × 支給率

ただし、定年前早期退職者で次の条件をすべて満たす者には、退職日給料月額に次の額を加算する。

<条件>

- ・ 勲奨、整理、公務上死亡又は公務上傷病による退職
- ・ 勤続25年以上
- ・ 年齢50歳以上

<退職日給料月額に加算される額>

退職日給料月額 × (0.02 × 定年までの残余年数)

イ 支給率

勤続期間と退職理由(自己都合、勲奨、定年等)に応じた退職理由別支給率表の支給率

ウ 勤続期間

職員となった月から退職した月までの引き続き期間の年数(1年未満の端数月数は切り捨て、ただし、6月以上1年未満のときは1年)

県に採用する前に他県等で公務員の期間があり、勤続期間の通算規定により退職手当を受給することなく引き続き県に採用となった場合には、当該期間を勤続期間に含める。

また、勤続期間中に休職、停職又は育児休業等の期間がある場合には、その期間の2分の1(育児休業の期間の終期が平成4年4月1日以降の者については、子が満1歳に達するまでの期間は3分の1)の月数を勤続期間から除算する。

エ 調整額

在職期間中の各月にその者が属していた調整額区分の応じた調整月額のうち、額の多いものから60月分の調整月額を合計した額。

(3) その他の手当等

教職調整額

教職の特殊性に基づいて昭和47年1月から支給されることとなったものであり、教職員給料表の適用を受ける職員で1級、2級又は特2級にある者に、その給料月額の100分の4に相当する額が支給される。なお、教職調整額は、地域手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、期末手当、勤勉手当、休職者の給与及び退職手当の算定の基礎とされる。

管理職手当

次の表に掲げる職の職員（管理又は監督の地位にある職員）に対して、その職に対応する区分の額（月額）が支給される。

区分	職
一種	教育次長（人事委員会の認めるものに限る。） 参与、図書館長、博物館長、美術館長
二種	教育次長、義務教育総括監、総合教育センター長、参事、本庁の課長、教育主管、教育事務所長、図書館副館長、高山陣屋管理事務所長、文化財保護センター所長、博物館副館長、美術館副館長、現代陶芸美術館長、現代陶芸美術館副館長
四種	総括管理監、教育施設整備監、厚生企画監、研修企画監、社会教育対策監、スポーツ振興企画監、管理監、博物館部長、美術館部長、現代陶芸美術館部長
六種	主幹、教育事務所の課長、校長、副校長（人事委員会が定めるものにあつては五種又は三種）、事務部長、図書館総務課長、美術館主幹
七種	教頭（人事委員会が定めるものにあつては六種）、学校事務主幹
八種	部主事

手当額

区分	行政職				教育（二）			教育（三）	
	9級	8級	7級	6級	4級	3級	2級	4級	3級
一種	128,900	118,900							
二種		95,100	90,600	85,200					
三種					74,900			72,300	
四種			67,900	63,900					
五種					65,500			63,300	
六種				51,100	56,200	55,500		54,200	53,800
七種				42,600		46,200			44,800
八種							34,100		

扶養手当

被扶養者の年間所得見込額が130万円に満たない場合、次の額（月額）が支給される。

- ・配偶者13,200円
- ・配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円、職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人については11,000円
- ・扶養親族である子のうち特定期間（満15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日後の最初の3月31日までの間をいう。）にある子がいる場合には、手当の月額に当該子1人につき5,000円を加算。

地域手当

当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定めた地域に在勤する職員に支給地域に応じて次の額が支給される。（県内の支給地域は、岐阜市、大垣市、多治見市及び美濃加茂市であり全て6級地（3%）である。）

（給料の月額＋扶養手当＋管理職手当）×支給割合

住居手当

ア 自ら住居するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員に、次のとおり支給される。

- ・月額23,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の額から12,000円を控除した額

- ・月額23,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の額から23,000円を控除した額の2分の1（16,000円を限度）を11,000円に加算した額。

イ 単身赴任手当支給職員で、配偶者等が居住する借家・借間の家賃を支払っている職員に、上記のアの額の2分の1が支給される。

通勤手当

通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員及び自動車等により通勤することを常例とする職員並びに交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を利用することを常例とする職員に、月額55,000円（自動車等により通勤することが常例とする職員は34,900円）を限度として支給される。（通勤距離2km以上であること。）

ただし、異動等により通勤の実情に変更が生ずることとなった職員で、新幹線鉄道、高速自動車国道等の利用が通勤の実情の改善に相当程度資するもので、その特別料金等を負担することを常例とする職員については、その特別料金等の2分の1（1月当たり20,000円を限度）を加算して支給される。

単身赴任手当

公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に対し、距離の区分に応じて23,000円～68,000円が支給される。

時間外勤務手当・休日勤務手当

正規の勤務時間を超えて、又は、休日等に、勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の125～100分の175に相当する額が支給される。

同一週を超える週休日の振替等によりあらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間を超えた時間については、100分の25～100分の50に相当する額が支給される。

宿日直手当

1回につき4,200円（半日勤務日の宿日直は6,300円）、学寮当直（人事委員会の定めるもの）の場合は1回につき7,200円、半日勤務日の当直は10,800円（人事委員会の定めるものを除く学寮当直の場合は1回につき5,900円、半日勤務日は8,850円）が支給される。また、農業高校における生物管理のための宿日直については、宿直勤務1回につき5,100円（半日勤務日の宿直勤務にあつては8,050円）日直勤務1回につき5,900円が支給される。

特殊勤務手当

職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の配慮を必要とするものに対し、その勤務した実績に応じて次のとおり支給される。

ア 小・中学校において2の学年を1学級として担当する業務 日額290円、3の学年を1学級として担当する業務 日額350円

- イ 主任等の業務を行う教員（教育業務連絡指導手当） 日額200円
- ウ 学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務で
 - ・児童・生徒の保護又は災害若しくは復旧の業務 日額6,400円
 - ただし、被害が特に甚大な非常災害で、児童・生徒の救援業務に従事した場合、日額12,800円
 - ・児童・生徒の負傷・疾病等に伴う救急の業務 日額6,000円
 - ・児童・生徒に対する緊急の補導業務 日額3,000円又は6,000円
- エ 修学旅行、林間学校等で（学校が計画実施するものに限る。）に児童・生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 日額3,400円
- オ 学校体育団体、教育研究団体等の主催する競技会等において、児童・生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの 日額3,400円
- カ 学校の管理下において行われる部活動（正規的教育課程としてクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童・生徒に対する指導業務で、週休日等に従事した時間が引き続き2時間程度であるとき 日額1,200円（4時間程度であるとき2,400円）
- キ 週休日等において高等学校の入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務 日額900円、ただし、平日において勤務時間に引き続いて半日程度従事したとき450円
- ク 全日制又は昼間の定時制と夜間の定時制との業務 勤務1時間1,200円
- ケ 本務以外に通信教育の添削指導を行ったとき 月額3,850円（35通以下のとき110円×通数）
- コ 本務以外に通信教育の面接指導を行ったとき 勤務1時間1,200円
- サ 農業に関する学科を置く高等学校に勤務する職員が、教育指導業務として農作物等の病害虫防除のために行う農薬の散布作業に従事したとき 日額290円

へき地手当

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する学校に勤務する職員に、給料及び扶養手当の月額合計額に次の支給割合を乗じた額が支給される。

準へき地	1 級地	2 級地	3 級地
4 %	8 %	12%	16%

へき地手当に準ずる手当

職員がへき地等学校（へき地、準へき地、特別の地域に所在する学校）へ異動し、異動に伴って住居を移転したときから3年間（引き続き異動直後の学校に勤務し、人事委員会の定める条件に該当する者には更に3年間）給料及び扶養手当の月額合計額の100分の4（6年目については100分の2）に相当する額が支給される。

寒冷地手当

寒冷地域に勤務する職員及び寒冷地域又は人事委員会の指定する区域内に居住する職員で指定公署に勤務する者に対し、11月から翌年3月までの間、次の表の区分に応じた額が支給される。

地域の区分	世 帯 等 の 区 分		
	世 帯 主 で あ る 職 員		その他の職員
	扶養親族である職員	その他の世帯主である職員	
4 級地	17,800円	10,200円	7,360円

産業教育手当

農業又は工業の課程を置く高等学校で実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担当する教員及び当該実習科目について教諭の職務を助ける実習助手に給料月額額の100分の5（定時制通信教育手当を支給される者は100分の3）に相当する額が支給される。

定時制通信教育手当

高等学校で定時制課程を置くもの又は通信教育を行うものの校長及び教員に給料月額額の100分の5（管理職手当を支給される者は100分の4）に相当する額が支給される。

期末手当

6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員（基準日又は退職（死亡）時における無給休職者、刑事休職者、停職者又は非常勤職員等を除く。）に給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の区分に応じた加算割合を乗じて得た額を加算した額に、次の支給割合と期間率を乗じた額が支給される。

支給日	6月30日	12月10日	計
支給割合	100分の122.5 (100分の102.5)	100分の137.5 (100分の117.5)	100分の260 (100分の220)

(注) ()は、職員の任用に関する規則別表行政職の表中本庁部長及び本庁次長の欄に掲げる職（参事の職にあっては人事委員会の承認を得た職に限る。）に相当する職（以下「管理・監督職員」という。）

在職期間	6ヶ月	5ヶ月以上 6ヶ月未満	3ヶ月以上 5ヶ月未満	3ヶ月未満
期間率	100分の100	100分の80	100分の60	100分の30

(注) 在職期間の算定については、休職（公務傷病による休職、結核休職等は除く。）の期間、育児休業の期間、大学院修学休業の期間の2分の1を、停職、専従休職等の期間を除算する。

勤勉手当

6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員（基準日又は退職（死亡）時における休職者（公務傷病による休職、結核休職等は除く。）、停職者又は非常勤職員等を除く。）について、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、この額に職の区分に応じた加算割合を乗じて得た額を加算した額に、次の成績率と期間率を乗じた額が支給される。

成績率の範囲
100分の135（管理・監督職員にあっては100分の175）を超えない範囲

期間率

勤 務 期 間	割 合
6ヶ月	100分の100
5ヶ月15日 以上 6ヶ月 未満	100分の95

勤 務 期 間				割 合
5ヶ月	"	5ヶ月15日	"	100分の90
4ヶ月15日	"	5ヶ月	"	100分の80
4ヶ月	"	4ヶ月15日	"	100分の70
3ヶ月15日	"	4ヶ月	"	100分の60
3ヶ月	"	3ヶ月15日	"	100分の50
2ヶ月15日	"	3ヶ月	"	100分の40
2ヶ月	"	2ヶ月15日	"	100分の30
1ヶ月15日	"	2ヶ月	"	100分の20
1ヶ月	"	1ヶ月15日	"	100分の15
15日	"	1ヶ月	"	100分の10
15日	未満			100分の5

(注) 勤務期間から停職、休職(公務傷病による休職、結核休職を除く。)、非常勤職員等であった期間、勤務しないことにより給与を減額された期間及び私傷病による休暇が週休日及び休日を除き30日を超えるときはその勤務しなかった全期間を除算する。

5 教職員の免許

(1) 免許状の授与

免許事務は、教育職員の身分に関するものであるため慎重に行っており、毎月25日までに受理した申請書類については、末日付で授与できるように処理している。

特に、臨時免許状については、その有効期間が、授与を受けてから3年間となっているため、臨時免許状を所有することによって任用されている者は、その期間内に正規の資格を取得するように指導している。更に、引き続き臨時免許状の授与を受ける場合は、必ずその有効期間の満了前に申請手続きを行い、その期間満了に伴う不測の事態が起こらないようにも指導している。

平成24年度の授与件数は、次のとおりである。

平成24年度免許状授与等件数

免許状の種類			件数	免許状の種類			件数
小 学 校	専	修	48 714 82	特別支援学校	専	修	2 29 77
	1	種			1	種	
中 学 校	専	修	54 699 45	特別支援学校 (自立教科等)	1	種	1
	1	種					
高 等 学 校	専	修	93 823	特別支援学校 (領域追加)	専	修	1 0 5
	1	種			1	種	

免許状の種類			件数	免許状の種類			件数
幼稚園	専修	10	臨時免許	幼稚園 小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	-	-	
	1	243			-		
	2	490			-		
養護教諭	専修	1	書換え・再交付	-	1	-	
	1	10					
	2	31				339	
栄養教諭	1	33	計			3,840	
	2	9					

(2) 免許状の失効

免許状を有する者が、次のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- ・教育職員免許法第5条第1項第3号、第4号又は第7号に該当するに至ったとき。
- ・公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき。
- ・公立学校の教員であって地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

平成24年度の失効件数は、次のとおりである。

失効した免許状 5件

(3) 免許状の取上げ

免許状を有する者が、次のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- ・国立学校又は私立学校の教員が、懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
- ・国立学校又は私立学校の教員であって、教育職員免許法第10条1項第3号に規定する者の場合における地方公務員法の分限免職に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
- ・条件附採用期間中又は臨時的に任用された公立学校の教員であって、教育職員免許法第10条第1項第3号に規定する者の場合における地方公務員法の分限免職に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。
- ・免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

平成24年度の取り上げ件数は次のとおりである。

取上げ免許状 0件

(4) 免許教科外教科担任の認可

一定の要件の下で、その学校長と教諭の連名による申請により、その教科についての免許状を有しない教諭がその教科を担当することを、一年に限って許可している。

平成24年度の許可件数は、次のとおりである。

平成25年度免許教科外教科担任の許可件数

学校区分	教科	国語	社会	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭
中学校		16	22			28	13	3	15	69	0	79	83
高等学校		1		3	9	7	1	0	1	0			2
特別支援学校		0	1	0	0	4	2	0	2	0	0	7	1
計		17	23	3	9	39	16	3	18	69	0	86	86
学校区分	教科	外国語	書道	看護	情報	農業	工業	商業	福祉	宗教	工芸	職業	計
中学校		8								0		0	336
高等学校		4	2	1	65	0	8	4	14	0	1		123
特別支援学校		0	0	0	1	0	3	0	2	0	2	0	25
計		12	2	1	66	0	11	4	16	0	3	0	484

(5) 特別非常勤講師の届出の受理

学校教育の効果的な実施のため特に必要がある場合は、各教科の領域の一部、道徳の一部、総合的な学習の時間の一部、またはクラブ活動について、教員免許状を有しないが、専門的知識や技能を有し、教員の職務を行うのに必要な熱意と見識を持っている社会人を、特別非常勤講師として届出により任用している。

平成25年度の届出は、小学校30件、中学校13件、高等学校149件、特別支援学校64件であった。

(6) 免許状の取得のための事業

昭和24年の教育職員免許法の施行以来、免許法認定講習などにより、教職員の資質の向上を図るとともに、免許取得の機会を設けてきた。

平成24年度において免許状を取得させるために実施した事業は、次のとおりである。

免許法認定講習

岐阜県教育委員会免許法認定講習

期 間 7月23日から8月21日まで

場 所 岐阜大学教育学部

岐阜盲学校

岐阜県シンクタンク庁舎

岐阜県総合教育センター

科 目 教科に関する科目、教職に関する科目

特別支援教育に関する科目

平成24年度免許法認定講習実施状況

講 座 数	受講承認者数
教 科 に 関 す る 科 目 4講座	79
教 職 に 関 す る 科 目 4講座	472
特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目 5講座	591
計 13講座	1,142

6 教職員団体

岐阜県教職員組合
 養老郡教職員組合
 揖斐郡教職員組合
 高山市教職員組合
 飛騨市教職員組合
 岐阜県学校職員組合
 岐阜県公立小中学校事務職員組合
 岐阜県職員組合
 岐阜公立学校教職員組合

岐阜市学校職員組合
 羽島市学校職員組合
 各務原市学校職員組合
 瑞穂市学校職員組合
 本巣市・北方町学校職員組合
 羽島郡学校職員組合
 大垣市学校職員組合
 不破郡学校職員組合
 安八郡学校職員組合
 美濃市学校職員組合
 郡上市学校職員組合
 関市学校職員組合
 美濃加茂市学校職員組合
 加茂郡学校職員組合
 可児郡市学校職員組合

第7節 公立幼稚園

平成18年に改正された教育基本法において、「幼児期の教育」の重要性が明確に位置付けられ、地方公共団体は、その振興に努めることが定められた。

本県においても、教育基本法に基づく岐阜県の教育振興基本計画として、平成20年12月に「岐阜県ビジョン」を策定した。そして、その重点目標の一つに「幼児期からの教育の充実」を掲げ、取り組むべき施策として、幼児教育の振興を図るための具体的な施策を示した計画の策定等が位置付けられた。

平成20年10月に「岐阜県幼児教育の在り方検討委員会」を設置し、県内の学識経験者、幼稚園や保育所関係者、保護者、主任児童委員、市町村関係者等幅広い立場から今後の岐阜県の幼児教育の在り方について検討を進めた。平成21年10月に提言を受けたが、これを踏まえて、岐阜県の幼児教育の課題を解決し、振興する方策を示した総合的な計画として、岐阜県幼児教育アクションプラン「ぎふっこ」すこやかプランを平成22年3月に策定した。

本プランの具現に向け、幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携、発達課題に即した教育・保育の充実、特別支援教育の体制整備、教員や保育士の資質及び専門性の向上、幼稚園や保育所、認定こども園と家庭や地域社会との連携等の推進が図られつつある。

公立幼稚園の現況

年 度	園 数 A	学 級 数 B	1 園 当 た り 学 級 数 B / A	本 教 員 数 C	1 園 当 た り 教 員 数 C / A	園 児 数 D	1 園 当 た り 園 児 数 D / A
平成元年度	93	318	3.42	450	4.84	8,168	87.8
平成2年度	93	316	3.40	449	4.83	7,866	64.6
平成3年度	93	318	3.42	445	4.78	7,588	81.6
平成4年度	94	308	3.28	450	4.79	7,024	74.7
平成5年度	93	305	3.28	447	4.81	7,084	76.2
平成6年度	93	310	3.33	463	4.98	6,969	74.9
平成7年度	93	304	3.27	469	5.04	6,793	73.0
平成8年度	93	306	3.29	484	5.20	6,789	73.0
平成9年度	93	309	3.32	481	5.17	6,603	71.0

年 度	園 数 A	学 級 数 B	1 園 当 た り 学 級 数 B / A	本 教 員 数 C	1 園 当 た り 教 員 数 C / A	園 児 数 D	1 園 当 た り 園 児 数 D / A
平成10年度	90	261	2.90	469	5.21	6,535	72.6
平成11年度	90	261	2.90	472	5.24	6,325	70.3
平成12年度	90	262	2.91	480	5.33	6,365	70.7
平成13年度	91	261	2.87	494	5.43	6,344	69.7
平成14年度	91	299	3.29	506	5.56	6,349	69.8
平成15年度	90	304	3.38	516	5.73	6,320	70.2
平成16年度	93	295	3.17	515	5.54	6,074	65.3
平成17年度	87	268	3.08	481	5.53	5,438	62.5
平成18年度	87	263	3.02	501	5.76	5,358	61.6
平成19年度	87	284	3.26	512	5.89	5,287	60.8
平成20年度	87	283	3.25	535	6.14	5,101	60.7
平成21年度	82	266	3.24	528	6.43	4,873	59.4
平成22年度	82	256	3.12	546	6.65	4,771	58.1
平成23年度	82	250	3.04	534	6.51	4,586	55.9
平成24年度	82	265	3.23	540	6.58	4,564	55.6

(学校基本調査による)

幼稚園数・就園率

年 次	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13
幼稚園数	200	202	201	201	200	200	197	197	197	198
就園率(本県)%	58.9	58.8	58.2	58.1	57.5	58.2	56.8	57.1	55.0	55.6
就園率(全国平均)%	64.9	64.1	63.8	63.4	63.2	63.8	62.5	62.2	61.0	61.6

年 次	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
幼稚園数	197	196	200	193	192	192	188	188	188	188	188
就園率(本県)%	54.5	53.4	53.3	51.5	48.4	47.8	47.6	47.5	48.0	47.9	46.3
就園率(全国平均)%	60.6	59.3	58.9	58.5	57.7	57.2	56.7	56.4	56.2	55.3	55.1

県乳幼児年齢別推計人口

(平成24年10月1日現在岐阜県人口動態統計調査結果 - 県統計課 -)

年齢(歳)	0	1	2	3	4	5
人口	16,883	17,577	16,997	17,341	18,115	17,943

第8節 私立学校

1 幼稚園

平成25年5月1日現在、幼稚園105園が設置されており、在籍園児数は18,501人である。幼稚園に対する助成制度としては、幼稚園の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減並びに学校経営の健全性を高めるため、教育振興費補助金を交付するほか、一般社団法人岐阜県私立幼稚園連合会等に対して補助金等を交付する。

私立幼稚園教育振興費補助金 3,792,494千円(うち教育改革推進特別補助金 665,500千円)

私立幼稚園連合会補助金	270千円
私立幼稚園PTA連合会補助金	180千円
私立幼稚園子育て支援事業費補助金	360千円

2 小・中学校

平成25年5月1日現在、小学校2校、中学校9校が設置されており、在籍児童・生徒数は小学校405人、中学校1,677人である。

3 高等学校

平成25年5月1日現在、全日制課程15校、通信制課程3校が設置されており、在籍生徒数全日制課程10,985人、通信制課程1,105人である。

高等学校に対する助成制度としては、高等学校の教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減並びに学校経営の健全性を高めるため、教育振興費補助金を交付するほか、授業料軽減補助金等を交付する。

私立高等学校教育振興費補助金（小・中学校分を含む。）	4,271,135千円
（うち教育改革推進特別補助金	627,400千円）
私立高等学校等就学支援補助金	1,811,000千円
私立高等学校等授業料軽減補助金	185,569千円
私立高等学校修学バックアップ貸付金	54,660千円
岐阜県選奨生奨学金	61,926千円
岐阜県子育て支援奨学金	46,000千円
社団法人岐阜県私学振興会補助金	450千円

4 専修学校・各種学校

(1) 専修学校

平成25年5月1日現在、学校法人立24校、その他法人立3校、個人立1校の計28校があり、在籍生徒数は3,607人で専修学校の分野別内訳は、次のとおりである。

〔専門課程〕

服飾・家政関係	8	医療関係	8	教育・社会福祉	1
衛生関係	3	工業関係	3		
商業関係	2	文化・教養関係	2		

〔高等課程〕

服飾・家政関係	4	衛生関係	1	工業関係	1
---------	---	------	---	------	---

〔一般課程〕

服飾・家政関係	7	衛生関係	1
---------	---	------	---

(2) 各種学校

平成25年5月1日現在、学校法人立7校、その他法人立15校、個人立12校の計34校であり、在籍生徒数は3,178人である。

学校の種類別内訳は、次のとおりである。

洋裁・和裁	2校	珠算・簿記	11校
編物・手芸	1校	自動車運転	6校
看護	7校	その他	7校

(3) 助成制度

専修学校・各種学校の教育振興を図るため、教育振興費補助金を交付する。

私立専修学校等教育振興費補助金	167,270千円
（うち教育改革推進特別補助金	36,990千円）
私立専修学校・各種学校連合会補助金	2,100千円
（うち個性を伸ばす教育奨励事業費補助金	1,400千円）

5 その他

- ・文部科学省所轄の私立学校は、大学9校、短期大学10校の計19校がある。
私立大学協会補助金 90千円
私立短期大学協会補助金 90千円
- ・私立学校教職員共済法により、組合員及び学校法人等の掛金軽減のため、日本私立学校振興・共済事業団に対して86,822千円を補助する。
- ・私立学校教員の福利向上を図るため、社団法人岐阜県私学教職員退職金団体の退職金資金積立に要する経費に対して179,219千円を補助する。
- ・私立学校教職員の資質向上、私学教育の振興を図るため、岐阜県私学団体連合会の研修等に要する経費に対して270千円を補助する。
- ・市町村が行うブラジル人等子弟に対する交流支援のための事業に対して3,000千円を補助する。

第2章 調査統計

1 教育調査統計

教育の効果をあげるためには、教育の実態を正確に把握し、その進むべき方向を明らかにする必要がある。

このため、各種教育調査統計を実施しているが、教育総務課所管に係るものの概要は、以下のとおりである。

2 平成24年度の教育調査統計

文部科学省の実施する調査を基礎とし、県の教育行政に必要な資料を得るため、次の統計調査を実施した。

(1) 地方教育費調査

地方教育行政機関及び公立幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校を対象として、平成23会計年度の教育費について財源別、支出項目別に学校教育費、社会教育費、教育行政費について調査した。教育に係る収入及び教育費と基準財政需要額との関係についてもあわせて調査した。

(2) 子どもの学習費調査

子どもを公立の幼稚園、小・中学校、高等学校に通学させている保護者が支出した教育費を、学校教育のために支出した経費、補助学習やけいこごとのために支出した経費及び学校や教育関係団体に納付、寄付した経費に区分し調査する。

3 平成25年度の教育調査統計計画

(1) 地方教育費調査

地方教育行政機関及び公立幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校を対象として、平成24会計年度の教育費について財源別、支出項目別に学校教育費、社会教育費、教育行政費について調査する。教育に係る収入及び教育費と基準財政需要額との関係についてもあわせて調査する。また、地方教育行政調査も実施する。

(2) 学校教員統計調査

基幹統計として3年ごとに実施しているもので、学校における教員の年齢別職名別等の構成並びに個人属性、職務態様、異動状況等を調査する。

第3章 広報・広聴活動

1 概況

教育委員会の行う広報・広聴活動は、教育施策や方針及び当面する教育問題に対しての教育委員会の考え方の周知徹底を図るとともに、県民及び教育関係者の教育に対する意見要望等を聴取することを主としている。

2 平成24年度の事業

(1) 広報活動

ア 平成24年度版「岐阜県の教育」の発行

A 5判212ページ、岐阜県の教育の現状として教育行政全般の解説。300部発行し、主として県内教育機関に配布した。また、第9部「教育機関等」以降は、県教育委員会ホームページに掲載した。

イ 教育便覧「2013年度版岐阜県教育のすがた」(日英併記)の発行

A 4判8ページ年1回、1,000部発行。県教育行政、児童生徒の様子、学校の状況をグラフ等で紹介し、教育関係機関をはじめ各種会合参加者、海外研修者等に配布した。

ウ その他の広報活動

知事部局広報課発行の広報紙「岐阜県からのお知らせ」や、テレビ・ラジオ「ぎふ県だより」(岐阜放送)等の番組、新聞紙面、県教育委員会ホームページ等を活用して各種教育情報を発信した。

エ 報道機関への資料提供

教育委員会決定事項や各種会議の結果、事業などの重要事項を記者発表した。

また、各種の催事案内等軽微な事項については、記者クラブへ資料を提供し、報道を依頼した。発表及び資料配布件数は次の通り。

種別 \ 月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
記者発表	0	0	0	3	2	0	1	2	0	0	2	2	12
資料配布	12	11	17	29	19	24	34	26	18	15	22	20	247
計	12	11	17	32	21	24	35	28	18	15	24	22	259

(2) 広聴活動

教育行政施策立案の参考にするため、地域住民や教育関係者等から意見、要望等を聴く広聴活動として次のとおり開催した。

ア スクールミーティング

開催日	開催場所	参加者(人数)	意見交換の主なテーマ
6月14日	益田清風高等学校	代表生徒(12)	学校・学科を選んだ理由について 高校生活について
7月 6日	恵那市立 岩邑小学校	6年生児童(48)	ふるさと教育の充実
10月10日	郡上市立 小川小学校	学校評議員、保護者 学校関係者(18)	地域における学校としての役割
11月 1日	県立東濃高等学校	文学座関係者、可児市 文化創造センター関係 者、御高町関係者、学 校関係者(13)	県立高等学校の活性化 (演劇表現ワークショップの活用)
11月12日	土岐市立泉中学校	教員(4)	若手教員の育成
11月14日	瑞穂市立 穂積小学校	教員(7)	ベテラン教員を活用した若手教員の育成
12月21日	羽島市立 竹鼻小学校	教員、市費介助員、 特別支援教育支援員 (10)	学校における特別支援教育の在り方
1月15日	県立海津明誠 高等学校	代表生徒(12) 普通科 情報処理科 生活福祉科	高校生活を通して得られたもの 将来について
2月 4日	郡上市立白鳥小学校	代表生徒(13)	生徒が主体的に取り組む生徒会活動
2月13日	中津川市立 第一中学校	代表生徒(5) 学校職員(2) 地域支援団体(2) 行政関係者(2)	学校と地域が連携して進める防災教育に ついて
2月25日	高山市立 朝日小学校	学校職員 地域支援団体(30)	地域ぐるみで子どもを育てるために

イ 教育モニター情報連絡会議

4回開催(岐阜地区、西濃地区、可茂・東濃地区、美濃・飛騨地区で1回ずつ実施)

3 平成25年度の事業計画

(1) 広報活動

ア 平成25年度版「岐阜県の教育」の発行

A 5判約220ページ、300部発行。岐阜県の教育の現状と教育行政全般の解説。

イ 教育便覧「2014年度版岐阜県教育のすがた」(日英併記)の発行

A 4判8ページ年1回、1,000部発行。県教育行政、児童生徒の様子、学校の状況を
グラフ等で紹介し、教育関係機関をはじめ各種会合参加者、海外研修者等に配布する。

ウ 「ふるさと教育実践集（仮称）」の発行

エ その他の広報活動

県教育委員会ホームページ、知事部局広報課の広報紙「岐阜県からのお知らせ」、放送（ラジオ、テレビ）、新聞紙面等を活用して各種教育情報を発信する。

オ 報道機関への資料提供

記者発表...県政記者クラブに対して教育委員会決定事項、各種会議結果、事業等の重要事項について発表する。

資料配布...県政記者クラブに対して、各種の事業・催事案内、通知、刊行物を配布する。

(2) 広聴活動

教育施策に反映させるため、県民及び教育関係者等から発見、要望を聴くため広聴会を次のとおり開催する。

ア スクールミーティング

学校における課題やニーズを把握し、「子どもの視線」での教育施策を推進するため、教育長が学校現場を訪問する折に、児童生徒や教職員、学校評議員などとの意見交流の場を設ける。

イ 教育モニター情報連絡会議

4回開催（岐阜地区、西濃地区、可茂・東濃地区、美濃・飛騨地区で1回ずつ実施）

第4章 表彰

1 岐阜県教育委員会表彰

(1) 各界功労者表彰

岐阜県の教育、学芸、体育その他文化の向上発展に関し、功績顕著な県内の団体及び個人に対して表彰を行う。

教職員の表彰は、次の項目のいずれかに該当するものに対して行う。

- 1 職務に関し、有益な実験研究をし、著書の発行をし、その他学術、技芸、芸術及び体育の振興を図り、教育文化の進歩に貢献してその功績が顕著であるとき。
- 2 公務員として、その職責を遂行するため常に研究と修養に努め、教育または事務能力の刷新向上に努力し、その業績が抜群であるとき。
- 3 天災等に際し特別の功労があったとき。
- 4 その他特に表彰することを適当と認められる美事善行があり、他の模範であるとき。

表彰は、上記項目に該当するものがあるときは、市町村（組合）の教育委員会及び県教育委員会事務局の各課長の推薦により、教育長を委員長とする表彰選考委員会で審査し、教育委員会の会議において決定する。

推薦は、原則5月末日まで行うものとし、表彰は8月中に行う。

第64回岐阜県教育功労者表彰

・学術、技芸、芸術及び体育の振興を図り、その成績優良なもの 13名・2団体

氏名	備考
林 進	岐阜県文化財保護審議会委員
杉山 博文	岐阜県文化財保護審議会委員

氏名	備考
玉置保夫	県重要無形文化財「織部」の保持者
南宮大社神事芸能保存会	国の重要無形民俗文化財に指定
平方勢獅子保存会	県重要無形民俗文化財に指定
小栗榮輝	岐阜県地歌舞伎保存振興協議会会長
小野薫	岐阜県文化財保護協会文化財保護功労者表彰受賞者
久野壽彦	岐阜県民俗音楽学会会長
今井静夫	埋蔵文化財の調査研究に貢献
幸脇朝江	岐阜県民踊連盟理事長
大熊三也	岐阜県柔道協会 副会長
櫻井勳	岐阜県自転車競技連盟 副会長
松原郁夫	岐阜県サッカー協会 副会長
市川紘二	岐阜県体操協会 副会長
近藤郁夫	大垣市軟式野球連盟 理事長

・ 多年社会教育に従事し、その功績顕著なもの 3名

氏名	備考
高田英明	日本ボーイスカウト岐阜県連盟副理事長
白幡久美子	岐阜県社会教育委員の会議長
白橋利明	岐阜県青年団協議会顧問

・ 美事善行のあるもの又は特に表彰することを適当と認められるもの なし

・ 多年学校における保健管理の振興に尽くしたもの 18名
 式典 平成24年 8月30日 岐阜県美術館 特別応接室（永年勤続対象者除く）
 名称 第64回岐阜県教育功労者表彰

平成24年度退職教員表彰

多年勤務に精励し、他の模範であった教職員のうち、平成25年 3月31日付けの退職の該当者に対し、岐阜県教育委員会表彰規則により表彰を行った。

536人（高等学校・特別支援学校152人、中学校95人、小学校288人、事務局 1人）

(2) 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰

県教育委員会事務局及び県教育委員会の所管に属する県立学校その他の教育機関に勤務する職員（岐阜県職員表彰規程（昭和29年岐阜県訓令甲第9号）に基づく表彰に該当すると認められる者を除く。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員で多年にわたりその職責を尽くし、他の模範として推奨に値するものを表彰する。

職員が次の各号のいずれかに該当すると県教育委員会が認める場合は、これを表彰する。

- 1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和32年岐阜県人事委員会規則第6号）第44条の5第1項及び第2項並びに第44条の6第1項に規定する学校に勤務する校長及び教員で勤続10年以上に達し、平素その職責を尽くして他の模範である場合
- 2 勤続20年以上に達し、平素その職責を尽くして他の模範である場合

3 勤続30年以上に達し、平素その職責を尽くして他の模範である場合

4 その他特に表彰することが適当である場合

表彰は、毎年8月中に行う。ただし、特に必要があると認めるときは、その都度行うことができる。

表彰は、市町村の教育委員会並びに県教育委員会事務局の本庁の各課長、各教育事務所長及び各教育機関の長の推薦により行う。

第64回岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰

・勤続30年以上に達し他の模範であるもの 555人

(高等学校・特別支援学校93人、中学校164人、小学校287人、事務局等11人)

・勤続20年以上に達し他の模範であるもの 496人

(高等学校・特別支援学校82人、中学校150人、小学校251人、事務局等13人)

2 岐阜県教育委員会教育長表彰

(1) 学校部活動等指導功労者表彰

学校部活動等の振興・発展を図るため、学校部活動等の指導者で次の項目に該当するものを表彰した。

1 全国規模以上の大会等で、優勝又はこれに準ずる成績を収めた部等を育成した者

2 同一種目の部等を永年指導し、部活動等の振興発展に顕著な功績が認められる者

優秀部育成者 11人(高等学校8人、中学校3人)

永年指導者 15人(高等学校15人)

計 26人

式典 平成25年3月22日 岐阜県図書館

(2) 競技会等成績優秀者表彰

教育・文化・スポーツの振興・発展を図るため、全国的又は国際的規模の競技会、コンクール等において優秀な成績を収めた次の項目に該当する個人又は団体を表彰した。

1 全国規模以上の大会等において、入賞又はこれと同等の成績を収めた個人又は団体で、岐阜県文化・スポーツ功績賞又は岐阜県民栄誉大賞の受賞に至らなかったもの。

2 岐阜県文化・スポーツ功績賞又は岐阜県民栄誉大賞の対象となる競技会等に準ずる大会等で上位入賞又はこれと同等の成績を収めた個人又は団体

成績優秀者 134件(一般55件、高校生51件、中学生26件、小学生2件)

成績優秀団体 68件(一般35件、高等学校27件、中学校6件)

計 202件

式典 平成25年3月22日 岐阜県図書館

第5章 教育改革

1 「岐阜県における教育改革の行動指針(平成13年7月版)」の策定

教育委員会では、平成8年度以降、各種委員会、協議会等における議論や提言を踏まえ、「21世紀をたくましく生き抜く人材の育成」を目指した教育改革を推進してきた。そうした中、平成13年7月には、岐阜県の目指す教育の全体像を明らかにするため、「岐阜県の教育改革プログラム」を付加した「岐阜県における教育改革の行動指針(平成13年7月版)」を

策定した。

「岐阜県における教育改革の行動指針」では、次の理念と目標にしたがい、「個性」と「責任」をキーワードにして、教育改革の方向を示した。

<理念>

個性を伸ばすために多様な学習機会を提供し選択の自由を拡大するとともに、自己責任の原則を明確にする。
教育の活性化を図るため、教育諸機関の間に競争原理の導入を図る。

<目標>

豊かな人間性と社会性、倫理観を重視した全人教育（心の教育）
個性を伸ばす教育（個性化教育）
多様で高度な参加型の生涯学習社会

具体的には、次の6つの項目を改革の施策の柱として、公立学校の学校教育、社会教育、文化及びスポーツ教育を通じて、教育改革を推進する。

教育の選択機会を拡大する「学校制度改革」

- ・ 選択肢の少ない学校制度のあり方を見直し、学校選択の幅の拡大と新しいタイプの学校の整備を推進する。

- ・ 各学校や教育委員会等が、それぞれの教育方針等を明確に掲げて、積極的に情報提供を行いながら、創意工夫を生かして特色ある学校づくりを推進する。

地域住民の参画と学校裁量の拡大による「学校運営改革」

- ・ 閉鎖的と指摘される学校運営のあり方を改め、社会に開かれた学校づくりを目標に住民の意見を聴き、評価を受け、住民に働きかけ協力を求めることにより、地域住民の学校運営への参画を推進する。

- ・ 校長の権限と責任を明確にしながら、各校が自らの判断と責任で、特色ある学校づくり・活力ある学校づくりに取り組めるよう、学校裁量権限を拡大し自主的・自律的な学校運営を推進する。

教職員の資質向上を図る「研修等の改革」

- ・ 教職員の倫理観・使命感・指導力を高め、社会的視野を広げるため、採用や研修について改革を進め、教員の資質の向上に努める。

社会の変化に対応する「個性化教育の推進」

- ・ 義務教育段階においては個性化教育の推進の土台として、基礎・基本を確実に身につけさせることを重視する。

- ・ 社会の変化に対応できる基本的な力として主体的・創造的な学習能力を高め、情報リテラシーや英語によるコミュニケーション能力等をはぐくむ。

- ・ 画一的と指摘される教育のあり方を見直し、魅力ある教育の選択肢を拡大し、各人の資質や能力の優れた面を育てるとともに、選択に対する自己の責任をも認識させつつ、一人ひとりの個性を伸ばす個性化教育を推進する。

家庭・学校・地域社会の連携による「心の教育の推進」

- ・ 青少年の規範意識の低下や問題行動に対処し、自らを取り巻く人・社会・自然と共生できる人材を育てるため、倫理観や信賞必罰の道理を教え、豊かな人間性・社会性をはぐくみ、また、日常生活に必要な知識・技能を習得させる。

- ・それらを促すため、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を明確にしつつ連携協力して、家庭や地域の教育力を向上し、様々な自然体験・社会体験の充実、いじめ・不登校への取組の強化等を推進する。
社会教育・文化・スポーツによる「県民生きがいくりの推進」
- ・多様化する県民ニーズに的確に対応し、健康で夢と活力ある県民の暮らしを支援するため、社会の変化に対応した社会教育を推進し、青少年の文化活動の振興と文化財の保護・活用を図る。

2 「岐阜県における教育改革の行動指針」策定以降の取組

行動指針の改革プログラムに沿って、教育施策を展開してきたが、平成14年8月には教育の全国大会である「教育改革in岐阜」において、これまでの教育改革の成果を全国に発信し、岐阜県が先駆的に取り組んできた教育施策を「岐阜モデル」として紹介した。平成16年4月には、情報公開と説明責任を果たすため、教育施策とその年度ごとの数値目標を示し、教育長のスーパー・マニフェストとして県民に公開した。この年はまた、これまでの教育施策を検証し、次の段階に向けた総括をするため、教育委員会・知事部局の全関係課において、教育改革の成果の総点検を行った。教育改革プログラムに従い、それぞれの分野でどのような成果があったのかをデータで示すことにより、施策の有効性を検証した。その結果は、平成16年12月開催の「岐阜県教育協議会」、同じく12月開催の県議会「人づくり対策特別委員会」、平成17年3月開催の「岐阜県教育改革懇談会」で説明し、ご意見をいただいた。また、「教育トッデイ」に特集記事として掲載して教職員に配布するとともに、県教育委員会のホームページに掲載し、県民からもご意見をいただいた。

3 政策総点検の実施と「岐阜県教育ビジョン」の策定

平成17年2月から、県民の目線で県政全般にわたる総点検を全庁的に実施してきた。教育委員会においても、全ての教育施策について、県民との意見交換、政策総点検県民委員会による審議、職員による自己点検などを通じて、政策の方向性や施策・事務事業の点検・見直しを進めた結果、児童生徒の学力向上、少人数教育、特別支援教育、ふるさと教育、学校の安全確保、文化・スポーツの振興など、今日の教育が直面する様々な課題が明らかになるとともに、政策総点検結果報告において、県民の期待や願いを反映した政策の方向性と施策・事務事業のあるべき姿が示された。政策総点検の結果を平成18年度以降の教育施策に反映するとともに、県民との意見交換や政策総点検フォローアップ委員会における審議などを通じて、政策の進捗状況、継続課題の検討状況、新規課題への対応状況等について点検・検証する「政策総点検フォローアップ」を引き続き実施してきた。

平成18年度は、岐阜県のみならず全国的にも、いじめや未履修の問題など教育をめぐる様々な問題が相次いで発生した。このため、平成19年6月に、各界の有識者により構成される「明日の岐阜県教育を考える県民委員会」を設置し、改めて岐阜県の教育を総点検し、岐阜県の教育が目指すべき基本的方向や今後推進すべき施策などについて幅広く議論を進めてきた。県民委員会における延べ50時間にわたる議論の成果を、「明日の岐阜県教育を考える県民委員会～中間とりまとめ～」として平成19年3月末にまとめた。また、平成18年12月の教育基本法改正により、地方公共団体における教育振興基本計画の策定が盛り込まれたことを受け、岐阜県においても、県民委員会での議論等も踏まえながら、平成20年12月に「岐阜県教育ビジョン」を策定した。平成21年度以降は、「岐阜県教育ビジョン」の進行状況を点検評価しながら、施策の推進に取り組んでいる。

4 「第2次岐阜県教育ビジョン」の策定

「岐阜県教育ビジョン」の計画期間が平成25年度末で終了することから、社会経済情勢や教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、新たに「第2次岐阜県教育ビジョン」(計画期間：平成26年度～平成30年度)を策定することとした。策定にあたっては、教育委員による審議を中心に、各界の外部有識者により構成される「岐阜県教育ビジョン検討委員会」を平成25年1月に新たに設け、今後推進すべき教育施策について広く意見交換を実施している。

第6章 研 修

第1節 平成24年度の事業

1 施設・設備の概要

総合教育センター

- ・ 所在地 岐阜市藪田南5-9-1
- ・ 設置年月 昭和45年4月

2 平成24年度の事業概要

教育委員会では、学校教育の成否は、その直接の担い手である教員の資質や能力に負うところが大きいことから、全ての教員の資質と指導力の向上を図るため、教員研修の充実に努めている。平成12年度には、教科指導、教員研修、教育研究の一体化を図るため、研修管理課と学校支援課の2課の協働による教員の資質向上に努めた。平成18年度には、新たな教育課題に対する組織強化・組織再編、定数削減等の方針により、学校支援課が学校政策課と統合し県庁へ移転し、研修管理課は教育研修課へと名称変更した。平成20年度には、則武情報分室を、平成22年度には可児分室を閉鎖するが、その業務を総合教育センターへ縮小、移設し現在に至っている。

総合教育センターの事業は、このような経緯から教育現場と直結した研修体系を確立しており、特に初任者研修、大学連携、情報教育、企業研修等は全国的にも高い評価を得ている。また、毎年の事業内容見直しにより、授業力向上研修、マネジメント研修、特別支援教育に関わる研修、情報教育に関わる研修等、社会の変化や学校現場のニーズに応える講座を随時開設し、学校現場の教員への支援を積極的に行っている。

平成24年度には、総合教育センターの基本方針として「教職員の資質向上『学び合い』(「センター研修の充実」+「校内研修の活性化」)を掲げ、教育現場と直結した教員研修の構築と充実に一層努めた。

(1) 研修事業

ア 基本認識

岐阜県教育ビジョンの重点目標である「子どもたち一人一人に、確かな学力・健やかな体・豊かな心の調和を大切に、きめ細かな教育の推進」に向け、児童生徒が自己の夢や目標を実現できるよう、より質の高い教育を行っていくために、教員の資質や指導力の向上を図る。また、児童生徒の情報リテラシーや情報モラルの育成など情報教育の充実に努める。

イ 重点

(ア) 教職員の資質向上

(イ) 情報教育の充実

ウ 基本研修講座 42講座

参加人数 幼稚園114人 小学校924人 中学校681人

高等学校・特別支援学校874人

合計2,593人

エ 専門研修講座 191講座

参加人数 合計3,714人

オ 特別研修

(ア) 重点講話 5月24日、9月26日

(2) 教員派遣事業

ア 英語教育海外派遣研修(独立行政法人教員研修センター主催)(2か月間)2人
教育課題研修指導者海外派遣プログラム(独立行政法人職員研修センター主催)2週間、24人

日本人若手英語教員米国派遣事業(文部科学省主催)6か月間、1人

イ 教職員等中央研修(独立行政法人教員研修センター主催)

校長1人5日間、副校長・教頭等8人13日間、中堅職員15人19日間

派遣先:独立行政法人教員研修センター(茨城県つくば市)

ウ 生徒指導指導者養成研修(独立行政法人教員研修センター主催)

中・高校生生徒指導主事2人、16日間

エ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研修

専門研修 2か月、3人

研究協議会 2日間、8人程度

オ 産業教育派遣研修

産業・情報技術等指導者養成研修(独立行政法人教員研修センター主催)

高等学校2人、中学校3人

産業教育実習助手(独立行政法人職員研修センター主催)高等学校1人

カ 岐阜県長期内地派遣研修

国立大学等教育機関へ3か月間、4人

キ 教頭等民間派遣研修

教頭、教務主任等10人、民間企業等へ1か月

(3) 教育情報事業

教育関係の資料は、図書26,403冊、教育研究資料46,474冊、雑誌46,903冊、視聴覚資料1,951点、その他新刊の教科書及び昭和40年以降の教科書16,372冊などを所蔵している。それら資料は、総合教育センターのホームページからの検索が可能である。

(4) 科学教育等の事業

ア 岐阜県児童生徒科学作品展

県内小・中・高・特別支援学校の児童・生徒を対象に科学教育の振興を図るため、第56回児童生徒科学作品展を11月3日から11月4日の2日間開催した。出品点数は、各地区展に出されたものを含めると4,023点であった。

科学研究の一層の充実に資するため、科学作品展集録「科学の芽」第39集を刊行し、県内小・中・高・特別支援学校及び関係教育機関に配付した。

イ 科学教育シンポジウム

小・中・高等学校における理科教育の在り方について、先導的な研究を基に討議を行うため、毎年シンポジウムを開催してきた。平成24年度は、「科学に対する興味の関心を高める身近な観察・実験の研究」(高等学校)を主題として、平成25年1月28日に開催し、県内から多数の参加があり、物理、化学、生物、地学の各科目において研究内容を深めた。

第2節 平成25年度の計画

1 基本認識

岐阜県教育の基本理念である「高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、地域社会の一員として考え行動できる「地域社会人」の育成のため、より質の高い教育を行っていくために、教員の資質や指導力の向上を図るための研修の充実を図る。

2 総合教育センター事業の内容

(1) 基本方針と基本コンセプト

教職員の資質向上
「学び合い、学び続ける教員」
(センター研修の充実+校内研修の活性化)

教員研修の基本構想

学校のニーズや個々の教員の課題に応じた講座を開設するとともに、校内研修への支援を一層充実させ、岐阜県教育推進者として必要な資質・能力の育成を図る。

(校長は)学校経営方針に基づく校内での人材育成を図るため、校内研修の活性化を図り、自己啓発面談により計画的に講座の受講を勧める。

(教員は)自己啓発面談に基づいた研修プランにより、教員相互の学び合いや講座の受講などを通して意欲的に研修する。

講座開設の基本方針

若手教員の育成を図る研修の充実	ミドルリーダーの育成を図る研修の充実
教科指導力の向上を図る研修の充実	より多くの教員が参加できる研修の拡充

(2) 重点施策

経験年数の少ない教員の育成を図る研修の充実

- ・初任から12年目までの研修内容の再構築を実施するとともに、2年目研修〔全校種〕、4年目研修〔小・中〕を新設し、継続的に、教科指導力や学級経営力などを身に付けさせる。

ミドルリーダーの育成を図る研修の充実

- ・新任教務主任，新任主幹教諭，新任生徒主事，新任進路指導主事 等の研修の一層の充実を図る。
- ・学年主任研修〔中〕を新設し，学年経営力の育成を図る。
- ・これまでの専門研修講座を，経験年数や校務分掌遂行の上で，必要とされる指導力毎に再編成し，受講者にとって選択しやすくするとともに，各講座内容の充実を図る。

教科指導力の向上を図る研修の充実

- ・全経年研修において経験年数に応じた内容で教科指導研修を実施する。
- ・教科指導力向上に係る講座(43講座)を開設し、基礎的・基本的な知識や技能と思考力・判断力・表現力をバランスよく身に付けさせるための具体的な授業改善に重点をおいた研修の充実を図る。

より多くの教員が参加できる研修の拡充 ～時代の変化や学校の課題への対応～

ア 県政の重点課題や喫緊・今日的な教育課題への対応力を向上させる研修の充実

- ・いじめ問題への対応力の向上に関する研修の充実を図る。「『いじめ』問題対応講座(含ネット対応)」、「人権教育講座～いじめの指導を通じた人権教育」の新設
- ・危機管理や防災対応に関する研修の充実を図る。「防災教育推進講座」の新設
- ・不登校や児童・生徒虐待への対応力の向上を図る講座など教育相談に関わる研修の充実を図る。「不登校対応講座」、「虐待対応講座」等

イ 情報教育の充実

- ・デジタル教材を授業に活用して指導できる教員を育成する研修の充実を図る。「プレゼンテーションソフト入門講座」、「プレゼンテーションソフト活用講座」等
- ・情報モラルに関する教員研修の充実を図る。「情報モラル教育指導者養成講座」等
- ・文科省が示す「教育の情報化ビジョン」に沿った情報環境基盤整備を行う。
- ・学校において、安心・安全な教育活動ができる教育用情報通信ネットワークの管理・運用を行う。

ウ 学校ニーズに応える出前講座と遠隔地における指導者派遣による研修機会の充実

- ・基礎学力定着のための授業改善研修の対象校種、教科を拡充するなど、出前講座の充実を図る。出前講座「授業改善シリーズ」
- ・高校、特別支援学校が、学校活性化プログラム等により、より充実した校内研修が推進できるように、研修についての出前講座の申し込みや相談を随時受け付ける。
- ・市町村教育研究所への講師派遣や各地区において研修講座の開催を促進することで、より多くの教員が研修に取り組めるようにする。

(3) 総合教育センターの講座開設の工夫

- ・研修室予約の効率化、利用責任者の明確化を図るため、研修室申込システム運用の開始。(H25.3～)
- ・全ての専門研修講座において、研修内容活用アンケートを実施し、講座構築の参考とするとともに、研修内容が各学校の校内研修に活用する意識をもたせる。(H24年度以降)
- ・H16年度より廃止された「研修講座一覧表」を、新たに作成し、各学校へ配布する。(小中・高特ともに、ポスター及び電子データにて配布)(H25年度以降)
- ・イブニング講座を廃止し、アフタヌーン講座を増設する。(H24年度以降)
- ・講座実施要項を出張根拠とし、確定メールを廃止する。(H23年度以降)
- ・講座参加者の名札を各学校使用のものとする。(H23年度以降)
- ・受講機会の拡充のために、一部講座を前期と後期に開設する。(H20年度以降)
- ・「受講受付」の弾力的運用(定員に余裕のある講座で実施2週間前までの随時受付を実施)を図る。(H22年度以降)
- ・講座の内容が分かりやすいよう、すべての講座にサブタイトルを付けるとともに、

受講者アンケートに寄せられた「受講者の声」や新規講座の「ここがウリ」を紹介し、受講を促す。(サブタイトルH20年度、「ここがウリ」H21年度以降)

- ・講座情報の配信・ホームページで公開する。
- ・講座内容は、講義だけでなく、演習や模擬授業等も取り入れ、実践に結び付くよう工夫する。
- ・研修成果が学校で反映できるよう、講座の終わり方を工夫する。(H20年度以降)
- ・常勤講師の力量向上を図るために講座を拡充する。(H20年度以降)
- ・非常勤講師の力量向上を図るために自主研修の機会を提供する(H20年度以降)
- ・研修する教員を応援するために(必要に応じ)研修情報のマスコミへの提供
- ・土曜講座開設(H19年度以降)、出前講座(H19年度以降)

(4) 内容

(詳細は、岐阜県総合教育センターHP <http://www.gifu-net.ed.jp/gec/> へ)

基本研修 (57講座) 経験年数に応じた研修(上段)・職務に応じた研修(下段)

講座名(略称)	対象
初任者研修	幼 小 中 高 特
新規採用養護教諭研修	小 中 高 特
新規採用栄養教諭研修	任用替 新卒者
新規採用学校栄養職員研修	栄
2年目研修	小 中 高 特
3年目研修	小 中 高 特
4年目研修	小 中
6年目研修	養 小 中 高 特
12年目研修	養 栄 幼 小 中 高 特
常勤講師研修	小 中 高 特
常勤講師研修(養護助教諭)	高 特
新任校長研修	小 中 高 特
新任副校長研修	高
新任教頭研修	小 中 高 特
新任部主事研修	特
新任主幹教諭研修	小 中
新任教務主任研修	小 中 高 特
新任生徒指導主事研修(高・特)	高 特
新任進路指導主事研修(高・特)	高 特
特別支援学級(小)・通級指導教室(小中)新任担当教員研修	小 中
特別支援学級新任担当教員研修(中)	中
特別支援学校新任担当教員研修(特)	特
特別支援教育講座～寄宿舎指導員研修～	特
校内研修推進リーダー研修	高 特

講座名(略称)	対象
県立学校情報化推進担当者研修	高 特
県立高校成績処理担当者研修	高
学年主任研修	中
市町村指導者研修	市町村教委教員研修担当
県立学校はじめての情報化推進担当者研修	高 特

専門研修(教科指導力等向上講座 49講座)

講座名(略称)	対象
教科指導講座(小) 国社算算(少人数)理音図体家生外	小
教科指導講座 社会科教材研究	小 中
教科指導講座 日本の伝統音楽	小 中 高
絵画実技研修講座	保幼 小
教科指導講座(中) 国社数理体技(基礎専門)家外	中
教科指導講座 音楽	中 高
教科指導講座 美術	中 高
教科指導講座 国地歴公民数理外保農商工情産(基礎専門)	高
理科教育講座	小 中 高
小学校理科観察実験技能向上講座	小 特
楽しくて授業に役に立つ観察実験ものづくり講座	小 中 高 特
道徳教育実践力アップ講座	幼 小 中 高 特
特別活動指導力向上講座	小 中
学級経営力向上講座(Q-U活用・関係性向上)	小 中 高 特
学級経営基礎講座	小 中 特
キャリア教育講座	小 中 高 特

専門研修(教育課題対応力向上講座 40講座)

講座名(略称)	対象
危機管理対応講座	幼 小 中 高 特
学校組織マネジメント講座(基礎・応用)	保幼 小 中 高 特
制御実習入門	保幼 小 中 高 特
リーダーのためのコーチング講座	保幼 小 中 高 特
ファシリテーション講座	保幼 小 中 高 特
いじめ問題対応講座(含むネット対応)	小 中
虐待対応講座	幼 小 中 高 特
人権教育講座	幼 小 中 高 特
教育相談基礎講座(育てる・寄り添う)	小 中 高 特
教育相談体制づくり講座	小 中 高 特

講座名(略称)	対象
不登校対応講座	小 中 高 特
キレル児童生徒への対応講座	幼 小 中 高 特
メンタルヘルス講座	小 中 高 特
プレゼンテーションソフト講座(入門・活用)	小 中 高 特
制御実習講座	小 中 高 特
ネットワーク講座	高 特
Andoroidアプリ作成講座	高
e-Learningシステムによる研修講座	小 中 高 特
情報モラル教育指導者養成講座	小 中 高 特
表計算ソフト講座(入門・活用・マクロ)	小 中 高 特
ホームページ作成ソフト講座(入門・活用)	小 中 高 特
防災教育講座	保幼 小 中 高 特
外国人児童生徒への指導力向上講座	幼 小 中 高
国際理解教育講座(海外派遣)	幼 小 中 高 特
感性をはぐくむ幼児教育講座	保幼
幼稚園・保育所と小学校との連携講座	保幼 小
保育力向上講座(幼児教育)	保幼 小
特別支援教育講座(心理検査中級・上級・授業づくり・言語)	保幼 小 中 高 特
医療的ケア専門研修	特
食に関する指導の講座	小 中 高 特
栽培(農業)学習指導者講座	保幼 小 中 高 特

専門研修(連携講座 8講座)

講座名(略称)	対象
埋蔵文化財活用講座(岐阜県文化財保護センター)	小 中 高 特
先端科学体験講座	幼 小 中 高 特
博物館活用講座(岐阜県博物館・瑞浪市化石博物館)	小 中 高 特
美術館活用講座(岐阜県美術館・現代陶芸美術館)	幼 小 中 高 特
エコ・サイエンス体験講座	幼 小 中 高 特
自然体験講座(森林文化アカデミー)	小 中 高 特

専門研修(重点講話 3講座)

講座名(略称)	対象
第1回重点講話2013 「ストップいじめ」 ~いじめが起きない学校や学級にするために~	保幼 小 中 高 特

講座名（略称）	対象
第2回重点講話2013 「発達障害児の思春期と二次障害予防のシナリオ」 ～指導困難な状態像への対処法～	保幼 小 中 高 特
第3回重点講話2013 「『力のある学校』をつくる」 ～学力保障と学校づくり～	保幼 小 中 高 特

専門研修（土曜講座 2講座）

講座名（略称）	対象
第1回土曜ステップアップ講座 ～学習意欲の理解と支援<心理学の視点から>～	幼 小 中 高 特
第2回土曜ステップアップ講座 ～発達障がいに対する理解と支援の在り方～	保幼 小 中 高 特

専門研修（出前講座 5講座）

講座名（略称）	対象
教科指導力向上に関する研修 授業改善シリーズ	小 中 高 特
教育課題対応力向上に関する研修 学校組織マネジメントシリーズ	小 中 高 特
教育課題対応力向上に関する研修 教育相談シリーズ	小 中 高 特
教育課題対応力向上に関する研修 特別支援教育シリーズ	小 中 高 特
教育課題対応力向上に関する研修 情報モラルシリーズ	小 中 高 特